九節、日露講和の善後

204

第一数 ハリマン満鉄買収案の中止

だ小村が奮然同案を打破するに至つた冥々の努力に至つては、なお説いて尽さゞる憾がある。 操觚者ジョルヂ・ケンナンが同案の内容を米亜協会の機関誌「亜細亜」(一九一七年五月号)に掲載し、 事実の詳細を尋ねるに由なく、 したことである。この案は言わば闇から闇に葬られたもので、殊に同問題の直接関係者は小村に次で多くは易簀 の一つが危く失われようとするのを阻止した。それは当時殆んど成立しようとしていたハリマンの満鉄買収案を粉砕 「ハリマンの極東計画」なる一書を上梓して本件の顚末を公表してから、これを敷衍した記事が数多世に出来た。た 小村はポーツマスから帰朝後未だ行李を解く遑もなく、直ちに桂首相を始め元老を説いて、講和條約の重要な成果 僅に当年の間接参与者が一部の消息を知つているに過ぎなかつた。その後米国著名の 次で彼は別に

平洋に於ける通商上の覇権を把握せしめるため、 に尽力した米国財界の最有力者の一人である。彼は夙に極東に於ける米国の企業の大発展に志し、特に米国をして太 ハリマンは世界に名を知られた米国鉄道王で、 西比利亚、 欧洲、 大西洋を聯結する世界一週の交通機関を統一し、 何等か雄大の事業を確立するの要を認めた。そして彼は太平洋、日 日露戦役の当初より紐育金融界の覇王シツフと共に我国の起債応募 欧亜の商権を米国の一手に移そうと画

加え、 あるから、露国にその買収及び利用方を説けば、露国はこれを拒絶しないであろうと見たのである。 にその一半を喪つたのみならず、 用に関する露国との折衝は、容易であると信じたらしい。蓋し南満洲を失つた露国に取つては、東支鉄道の価値は既 のでもないと思惟したらしく、 更に南瀟洲鉄道の復旧改善に莫大の資金を要すると信じていたから、日本は必しも同鉄道の買収談に応じない その順序として先づ南満洲鉄道、次に東支鉄道を買収する胸算を立てた。彼は当時我国が戦費の負担に苦むに 露国は曾て西比利鉄道及び東支鉄道の敷設に関し米国資本家に相談を試みた来歴も そして若し日本に対する買収談が奏効すれば、東支鉄道の買収及び西比利鉄道の利

挨拶に対し述べた答辞に於て抱負の一端を吐露した。 使の大園遊会には、 の表彰に遅れざるを相競うの状であつた。翌九月一日入京と共に朝野有力者の熱誠な歓迎を受け、 謝せる我が大蔵省、 てヘリマンの雷名に憧憬し、若くは事業上に直接間接の関係を有したる我が財界の頭株は勿論、予て募債の尽力に感 当日、すなわち八月十日、妻子及び随員を伴うてニューヨークを発し、桑港に出で、 斡旋で日露講和の機運熟し来つた頃より愈々東遊に決意し、ポーツマスに於て日露両国全権が講和の本会議に入つた し、在本邦米国公使グリスコムからも予で極東旅行の勧誘を受けていたのを機とし、日本海の大戦、 かくてヘリマンは、極東の一般状勢視察旁々先づ南満洲鉄道の買収方について我が政府筋と熟議協定を遂げようと 元老閣員以下諸大官、 日本銀行、 井上侯、 正金銀行等いづれも人を派して本船に出迎えしめ、 渋沢子、 紳士、 岩崎男等よりの午餐、 淑女の来会せる者千有余名。 五日曾禰蔵相の盛大な晩餐会があつた。 晩餐、園遊会の招待があつた。 席上主賓のヘリマンは、グリスコムの 旅館に伺侯せしめ、 同月三十一日横浜に着した。予 との日ポ 四日グリスコム公 引続いて伏見宮殿 ひたすら敬意 次では米国の 1 ツマス講和

際、偶々投石するものありて同行の一人に中つたが、負傷なく、 悲し、中には日本人は戦時中文明の仮面を被つたが、今や異教徒たる本質を暴露せりとて、大に本邦人を罵詈せるも そして間もなく東京騒擾の鎮定を聞いて帰京するや、 会館で開催の筈であつたヘリマン大歓迎会は中止となり、彼等一行は日本鉄道会社提供の特別列車で日光に遊んだ。 心ありたい」との電報諸新聞に転載せられ、これにより米国の人心は漸く鎮静した。これ等騒擾のため、 して故意に暴拳を加えたのでない、昨今の騒擾中にあつては、内外人共に全く免かれ難い不慮の災難であるから、安 中より、ロシア人!と呼ばれ、 條約に不満の民衆は蜂起して焼打事件を演じ、ハリマン一行が蔵相官邸に赴く途次、随行の医師ライルは、誤つて 焚かれたとの蜚報米国に伝わり、次でハリマン一行が兇漢の襲撃を受けたとも打電せられたので、 幸にヘリマンよりニューヨークの一友に宛てた「自分等大蔵大臣の晩餐会への途上群衆の間を馬車で走る 飛んで来た小石がその肩に中つた。この焼打騒動の際、帝都二三の基督教会堂が暴民 彼は特に参内拝謁の栄に浴し、 一同無事帰宿した。投石者は自分等一行を米国人と 聖恩の優渥なるに 米国では 感謝した。 翌六日華族 市民憤 群民

に関じ発言権を有することは日本に取つて甚大の利益であろう、との意を以て彼等の間に力説した。当時元老は総じ 潤沢な米国資本を入れる道を講ずべく、かつ露国は他日日本に対し、復讐戦を試みないとも限らぬので、 輪の大活動を為し、 の緩衝たらしめんとの苟安論を有し、 ハリマンは帰京の十一日より十三日に至る三日に亘り、帝国ホテルと米国大使館と伊藤、井上、桂等との間に大車 特に井上は甚しく、 南満洲鉄道の世界的交通の主要幹線として大改善を加うべき焦眉の急あるに鑑み、 満洲経営を以て日本の重荷とする悲観説を抱き、 別して外資の輸入を大旱の雲霓視する際であつたので、 また米国を以て将来満洲に於ける日露両国 \lor づれもハリ 日本は宜しく 米国が満洲

桂に向つて所見を陳べたが井上の勢力に抗して元老の意思を飜さしめるには力足らず、 措いて卒先ハリマンと折衝するの熱心さを示した。当時閣員中でも、 広軌に引直さねばならず、これに要する莫太の資金は、到底本邦内地では応じきれないから、一日も早く外資を入れ 語つた。ハリマン大に力を得、 就て運動怠らず、 出で、次で北航の途に就いた。彼は満韓各地にて到る処我が官憲より優遇を受け、三週有余日を経て十月八日再び東 ねばならないとの意見を左右に説き、 京に入つた。その不在中にあつてグリスコム公使は熱心に閣僚及び元老の間に奔走し、 言に耳を傾け、 リマン すなわち清韓及び北清の観光旁々先づ南満洲鉄道の実況を視察しようと欲し、九月十三日東京を発して神戸に は一片の予備協定覚書を起草し、これを桂に提出し、桂は大体同意を表した。 主義に於て賛意を表し、具体的成案の提出を彼に求めた。 そして各方面共概して好反響を以て迎えられた。 帰京後井上を始め桂以下二三閣員となお数次の会見を重ね、 グリスコムに対しても「この好機会を逸せしむるようでは愚の極である」と迄 井上は、満洲鉄道の戦時急造狹軌道は一 大浦逓相の如きはハリマン案に不同意を表し、 ヘリマンは大体に於て成功の曙光を認め ハリマン案の実現を期するに かくて問題は順風に駕して進 その要領左の如くである。 終には井上は桂その他を

南満洲鉄道及び附属財産の買収、改築、整備、 一の日米シンデケー トを組織すること。 延長、並に大連に於ける鉄道終端の改善及び完成のため資金を充実せしむる目

日米両当事者は南満洲鉄道及び附属財産に対し共同かつ均等の所有権を有すること。

Ξ 該シンヂケー トは鉄道附属地内の炭砿採掘権を獲ること。その利益及び代表者は共同かつ均等たるべきと

- 満洲に於ける諸般企業の発展に関しては、両当事者は原則として均等の利益を受くべき権利を有すること。
- 南満洲鉄道及び附属財産は、両当事者の共同代表者の決定すべき実価を以て買収すること。
- 該シンデケートの組織は、その時期に現存する事情を斟酌してこれに適応すべき基礎の上に定むること。
- れに変更を加え、結局代表権及び管理権の均等を期すること。 右は日本に於ける事情に適応せしむるを得策なりと認め、日本の管理の下にこれを組織すること。 但し事情の許す限り随時と
- を得らるべきを信ずること。 該シンデケートは日本法律により事業を行うことにハリマン氏同意せしに付い 残るは氏の組合員の同意なるが、 氏はその同意
- 九 両当事者間の仲介者としては、日本外務省顧問デニソンに委嘱すること。
- <u>_</u> 政府はこれに対し鉄道に報償を為すべく、かつ他の攻撃に対し常に鉄道防護の責に任ずること。 日支間また日露間に開戦の場合には、南満洲鉄道は軍隊及び軍需品の輸送に関し常に日本政府の命令に従うべきこと。
- 一 自今日本興業銀行総裁添田壽一を以て両当事者間の通信の仲介者と為すこと。
- 両当事者以外の者をシンデケートに加入せしめんとする場合には、 双方間の協議及び承諾を経るを要すること

百難を排して漸く獲た南満洲経営の大動脈を他の手中に委し、 なるのであるが、 比利鉄道によりバルチツク沿岸のリバウにて米国船と連結し、 ク中央鉄道、聯合太平洋鉄道と太平洋郵船線を大連に延長し、 当時若しこの覚書所載の通りに実行せられたとしたならば、 我国の側からいえば、満洲に於て数十万の血を流し、 すなわち世界一周の交通線を一手に掌理し得ること」 大連にて南満及び東支鉄道と連絡せしめ、 軍事及び経済上の利益を一朝にして拋棄する結果とな ハリマン側からいえば、その関係しているニ 幾億の国帑を費し、 ポーツマスの談判に於て 進んでは西 3

て、 るはいう迄もない。 との計画に 賛成せしめ、その提案を桂の手に受理せしめ得たのは、確に偉大な成功であつた。 ヘリマンが滯京旬余に出でず、奔走前後一週間を出でないで我が当局及び元老を説き、 主義に於

復命した所を熟慮し、かつ本問題に対する清国政府の頃日の態度に鑑み、更に一層精細完全な講究を要すると決定し て、右の文意を敷衍して覚書の取消を婉曲に申込んだ長電に接した。その大要は、日本政府は小村全権の帰朝後詳細 書所載諸事項に関しては、政府はなお一層細密の調査考量を加えるの要を認めたので、追つて政府より詳細の通牒を 日本領事はヘリマンを船室に訪い、 Ļ 渉するであろうというにあつた。 国と協定すべき旨を規定してあるから、その同意協定を了らない間は鉄道財産及び収益につき正確の協定を為すを得 為す迄は、 たこと、ポーツマス條約は鉄道財産を日本に移転するの件に関し清国の同意を経べき旨、また連絡鉄道業務に関 しめた。彼は右の覚書の一本を懐中に収め、同日横浜を発してその月二十七日桑港に入つた。入ると同時に、同地 この覚書は、 当日の調印は一先づ延期するのが万全であるとの説が出て、 政府では小村の帰朝も目睫に迫つているので、その帰朝を俟ち一応小村の意見を徴してこれを確定することに 該覚書は中止と見做されることを乞う、 但し日本政府は本鉄道に関し他の個人的資本家と商議するが如き場合には、 ハリマンの帰国の途に上るべき十月十二日を以て横浜に於て双方関係者とれに調印する手等であつ ハリマンは啞然として言う所を知らなかつた。 政府からの命とし一片の通牒をハリマンに手交した。文意は、去十月十二日付賞 というにあつた。 ハリマンに対してはこの旨を告げ、渋々彼を納得せ 次でハリマンは添田からも、桂総理の依賴とし 先づ以て貴下(ハリマン)に し露

これより先きハリマンの横浜を発して帰米の途に就いてから三日、 小村は十月十六日を以て米国より帰朝した。 小

リマン一條の顯末を逐一報告した。小村は半ば驚愕、半ば平然、「いづれそんなことが起るだろうと思つていた」の一 浜より東京への汽車中に於て、冥黙の間に既にハリマン案粉砕策を立てた。 言、寂しき笑に紛らした。小村が病余の衰軀を励まして帰朝を急いだのも、 かくて小村の乗船が十六日に横浜に入港するや、 村は米国の日露講和の斡旋の労に顧み、また米国の資本主義西漸の気運に鑑み、米国筋より早晩何等かの満洲計画案 らである。桂は小村の還京を俟ち、事の已むなき次第を告げて諒解を求めようとの意であつたろうが、小村はその横 が出現し来るであろうと予想し、その如何なる種類、形式、性質のものとなって現われるかについて竊に考慮した。 先発帰朝の山座は小村を港外に出迎え、直ちに室を鎖し、 一はかくる懸念がその胸中に来往したか 小村に

自ら南満経営の足場を拋擲するが如き今次の計画を知つたならば、民心弥が上に激昂し、更に如何なる大騒擾を惹起 **ず既に講和條約にすら大不満の我が国民にして、若しその僅に獲た南満洲鉄道をも新に日米シンデケートに売渡し、** 條の規定に反する。 に在桑港領事に覚書取消通牒方を電訓した。されど桂は、 廟議の精神を無視するものである」と。 するやも測り難い。ヘリマン案の如きはポーツマス條約の真髄を殺すのみならず、また実に当時の講和條件に関する を得て完全にこれを我が手に収めた後でなければ、同鉄道について他と何等の商議を為し得る筋合でない。 してその不利不当と、南満経営の決して悲観するに足らない所以を力説し、漸くにして前議を飜さしめるを得、直ち されば小村の帝都に入り、桂よりハリマン覚書を示されるや、言下に斥けて曰く、「これ明かに今次の講和條約第六 南満洲鉄道は清国政府の承諾を以て露国より日本に譲渡すとの規定であるから、先づ清国の承諾 小村はこれ等の理由よりして切に柱の反省を求め、 小村の即時かつ絶対の取消の主張に対し、 また伊藤井上の間に奔走 さきの覚書は異 加之なら

條件を以て色合を着けた次第である。しかし事実に於ては取消に相違ない。小村が斯く強硬に反対し得たのは米国滞 定めたに過ぎないのみならず、他日日米提携の必要に逢着する場合なしとも限らぬから、 調達し得べき見込が在つたからである。(信夫清三郎・近代日本外交史参照) 在中に同地に特派されていた金子堅太郎の斡旋で、南満洲鉄道経営に必要なる資金をローズヴェルトの尽力もあつて に存し置くも利あつて害なかろうとの折衷意見を持し、その結果前述の対ハリマン回答の末段にある如く商議優先の 竟自分が南満洲鉄道譲渡に関する條約関係の巨細を承知しなかつたのと外資輸入の急務に顧み、 多少の余地を拒絶文案の上 ただ大体の方針を取

鉄道敷設に関する清露の現條約に照し努めて遵守すべきことの声明をした。 無效とせざるを得ないことを貴下に通知するの已むなきに対し遺憾の意を表せらる。 南満洲鉄道の譲受については、ポーツマス條約第六條により清国政府の承認を経たるも、 方針を貴下に通知するの必要を進言した結果、左の意味を貴下に電報すべき旨依賴せられた。すなわち日本政府は、 の株主はこれを日清両国人に限り、米国人は参加するの余地なきに至つた。されば翌三十九年の一月十五日、 は、その第一條に同鉄道会社の株主は露清両国人に限るとの規定がある。すなわちこの規定に準じ、 る。この協約に於て清国政府は露国が日本に対して為した南満洲鉄道の譲渡を承諾し、同時に我国よりは租借地及な その後程なく小村は北京に往き、日露講和條約に附随する満洲関係の協約を締結したことは次款に述べる通りであ ンへは添田氏より重ねて「外相小村男は一月一日清国より帰朝し、七日新内閣は成立した。 日清両国人に限られること」なつた。桂伯には右の事情に鑑み、一九〇五年十月十二日の覚書は之を 東清鉄道敷設に関す る露清の現條約に 但し日清両国の資本のみにて満 同鉄道の株主は露清條約の 余は桂首相に懸案の 南満洲鉄道会社 ヘリ 211

学の出身として誇り、極東の友人として称揚したその党与は、急に小村を目して不信実なり、マキアヴェリー以上の 首相の職を辞したこと、本電はその後継者たる西園寺侯と相談の上にて発するものなることを了承ありたい」との電 洲鉄道の必要なる改善及び延長に応じ得べきやについては、桂伯に於ても疑問とせられ、随つて他日別種の基礎の下 に至つてヘリマンの満洲鉄道買収案は全然脈が絶えた。 信を発し、そしてこれと前後し、デニソンよりも別にグリスコム公使へ右と大体同趣旨の釈明の一書を送つた。 もあつた。 権変家なりとして盛に誹謗し、 に外国資本家と交を開くを得べき機会に逢着する場合には、改めて貴下と協定することがあろう。なお桂伯には既に 甚しきは日米両国は十年を出でずして旗鼓相見ゆるに至るだろう、と迄傲語したもの ヘリマンは痛く失望し、 当時まで小村を以てハーヴアード大 ح

考案した。当初その考案に上つたのは、 少の運動を試みたが、奏效しなかつた。こゝに於てかヘリマンは、別に満洲または蒙古を横断すべき鉄道線の新設を 晩何等か形を変えた計画または提案の重ねて現出することあるべきは、推測するに難くない所であつた。三十九年の 収熱の強烈であつた清国がこれを承諾するやも甚だ疑わしく、 は千二百余哩の長さに亘り、 南満鉄道の共同経営案を肯認し、寧ろこれを希望するの底意を表示した関係もあるので、 けれどもハリマンは、かゝる頓挫でその宿望を拋擲するが如き人物ではない。我が政府当局者は既に彼に対し一度 クーン・ロエブ会社の代表者で米国財界の有力者たるシツフは来朝し、前年のハリマン覚書の復活方について多 しかも不毛荒蕪の地を映走するのであるから、収支相償わないのみならず、 ゴビの大沙漠を斜めに貫いて長駆イルクツクに結ぶ一線であつたが、 よしんば清国政府に於て応諾する意あるとしても、 満洲の鉄道経営について早 当時利権回 との線

者フレンチと英凊組合の代表者ブランドとは、京奉鉄道を新民屯より法庫門へ延長するの特許を清国政府より得 七十哩の間隔を有し、随つて右約束の附近云々と牴触しないと解せられた四百五十哩の錦愛鉄道の計画案が起つた。 うな支線を敷設しないことを声明した事情もあるから、 十八年十二月の日清協約談判の際、清国政府は南満洲鉄道附近にこれと併行する幹線または該鉄道の利益を害するよ 仲となつたのを視、許して相婚せしめ、程なく華府政府に対し彼を奉天の総領事に推挙した関係もある。ストレート 敷設経営すべきを獻策した。ストレートは曾て新聞通信員として、後清国税関吏員として、多年北清にあり、 この延長線は、チチヘルを経て西比利線に連続せしめる権利を包含したものである。奉天駐在米国総領事ストレート しかしこれも種々の故障でその実現を期し得なかつた。程なく明治四十年の九月、ロンドンのボウリング会社の代表 千万弗の借款契約を取結んだので、 間に、米清合弁にて満洲銀行を作り、 が岳父のために爾来画策怠るなかつたは怪しむに足らない。されど当時不振の米国財界は右の経営着手を許さな ンは一見彼の機才を認め、 の東遊の頃には在京城米国公使館附副領事で、 右特許のことを聞知するやハリマンに対し、宜しく英国と提携し、 これも沙汰止みとなつたが翌四十一年の下半期に入り財界の稍々常態に復するや、 商議の為めストレー 殊に満洲の事情に精しく、大に用うるに足ると認め、そしてその同伴の娘と彼が相思の 彼はこれを齎して四十一年九月ニューョー かつ斉斉哈爾より愛琿への鉄道を敷設すべく、これに要する資金として米貨ニ トの一時帰朝を国務省に依賴した。折しもストレートは奉天巡撫唐紹儀 初めてハリマンと相識つたは、その京城を訪れた際であつた。 簡単に応諾し得ないは論を俟たない。そこで同鉄道と平均百 日本の力を藉らず英米共同で右の新法鉄道を クに帰り、 ハリマンの勢力を藉り、 ハリマンはその計画に ヘリマ ヘリ

当初の申請額三百三十万弗中大約二百万弗のみを正当要求額と査定し、 領すること」なつたが、爾来同国政府では、北清事変の個人損害の要償審査員会を設け、 唐紹儀を謝恩使として米国に派遣することにした。 還附することに決し、議会の同意を経、四十一年の七月これを清国政府に通知した。清国政府は深くこれを徳とし、 べしとの論起り、 一百万弗とし、 当時恰も米国政府の清国償金減額のことがあつた。米国は往年の北清事変に伴つて償金二千四百四十四万余弗を受 右を二千四百有余弗より控除した一千三百万弗の過剰額は宜しく友誼的行為として清国政府 政府は考究の末、結局別に被害者再審の結果を予想して二百万弗を留保し、余は悉く清国政府に それに陸海軍の実費大約九百万弗を加えて一 厳密な調査を遂げた結果、 に払戻

非運を見たので、 軍機大臣として専横の挙措があつたとのことで御史より弾劾を受け、 米国に渡つた。 を歴訪したが、 そこで唐は右謝恩の使命に兼ねて各国財政調査を名とし、傍ら前述の借款に関し袁世凱の意図を承け、 の借款契約も自然消滅の姿となつた。 V たが、 要領を得なかつた。光緒帝及び西太后は相前後して崩御し、醇親王は摂政となり、 格別機徴に触れた会談もなく、 唐は着米後国務長官ルー 唐は俄に背景を失い、受命の目的を果すに由なく、 トと会晤の折、 翌四十二年の六月帰国して一時政局より遠ざかり、 米清間に大使交換のこと、 匆々にして米国より欧洲に渡り、 また張之洞一派からも攻撃に遭い、 満洲借款 のこと等について談緒を 親玉と相容れない袁は、 随つてスト 英仏独露諸国 遂に革職の 同年十一月 ν

かもヘリ ¥ ンは なお屈せず撓まず、四十二年の六月彼はパリ 1に遊んだ折、 国際寝台会社長ネツツリ ンと会し、

視察し、 説く所あつた。 北満の露国鉄道線を買収するがため国際的の一組合を組織するの案について議を凝し、 間に於て他の一方には、東支鉄道は決して世に喧伝せられる程悲境に在るにあらず、 に就て密かに清国側の意向を試探したが、清国筋に於ては目下これに応ずる資金なしという説が有力であつた。 稍々動き、 一週鉄道の経営に関する意見を交換し、そしてネツツリンは案を齎して露都に往き、蔵相ココフツエフを訪らて大に 府に於ても折から東支鉄道を外国シンデケートに売渡すの意向なき旨を間接に関係方面に言明する所あ たのである。 の到来するを疑わず、 が、恰もハリマンは疾を獲、 ĩ わゆる世界一周鉄道案はその儘立消えとなつた。 向つて投げつけたものは、 寧ろ條約期限の満了を俟たずこれを清国に売却するの得策なるを主張するものもあつたので、ココフツェフも意 極東の事態に就て種々意見の交換をしようとし、鉄路十月二十六日を以て哈爾賓に着した際、 その将来の方針を決定しようと欲し、そして当時満洲漫遊の途に就いた我が伊藤枢相は、同地に於て彼と会 ハリマンのウヰーン滞在中なるを機とし、 ハリマンも病癒えず、 当時露国政府部内にあつても、東支鉄道の収支相償わず、国庫は年々巨額の損失を蒙つて との説も露国政府部内に起つた。さればココフツエフは親しく哈爾賓に行き、 急に帰米の途に就いたので、その熟議を見るに至らなかつた。当時露国は一面には 米国務長官ノツクスの同年十一月の満洲鉄道中立の提議である。 これより先き九月九日米国で死亡したので、 しかじその後 人を同地に派して巨細ヘリマンと熟議せしめるの手筈となつた レハリ マンの遺図を換骨奪胎せしめ、 生前の胸算また頓挫し、 将来優に利益を挙げ得べき時機 また仏国資本家との間に その次第は後章に これを日 兇弾のため仆れ 同鉄道の現状を つた 殊に いた際 ! 露国政 なの 紀叙す との これ で、

第二款 満洲に関する日清協約の締結

得て、直ちにこれが実行に着手することしなつた。 渉始末を叙する。 するや、更に閣臣及び元老と慎議熟慮を重ね、更に案を具して廓議に提出し、十月二十七日閣議の決定を経、勅裁を 和局の成立に大段落を附けねばならぬ。この大段落にして欠けるところあれば、講和の実果はその一半を失うわけで 震講和條約の結果、 されば小村は、 米国発程前既に意見を具して桂首相の考量に供する所があつた。そして十月十六日を以て帰朝 我国は韓国に対しては保護権を確立し、 今韓国に関することは次項に譲り、 また清国に対しては満洲に関する協定を遂げ、 こゝには主として清国との交 以 て

た利権、すなわち一遼東半島に於ける露国の租借地、日間隙地に於ける露国の利権、 を最も明確に闡明したものであつた。特にその中に於て、他日講和成立の暁に我が政府は露国が往年清国より獲得し 訓は前述の十月二十七日決定の廟議の基礎を成したもので、開戦以来の清国の態度と戦局終結に関する我国の大方針 の観測に基いた意見をも徴した上、これに関する内訓案を立て、 洲の或地域内に於て露国政府、 清交渉の根本方針を これより先き小村は旅順陥落の前後、戦局の進行とこれに伴う形勢の推移に鑑み、 帰したる満洲の地域は挙げてこれを清国に還附し、 一定して後日の素地を作り置くの要を認め、 露清銀行、 若くは東清鉄道会社が露国より獲得したる利権、 以て我が言質を重んずることを清国及び列強に知得せ 桂首相の同意を経、 三十八年一月駐清内田公使に一時帰朝を命じ、 これを同公使に授けた。この内 巨東清鉄道の一部、 他日の日露講和に附随すべ 以上四者を除く外我が占 四その他満 き対

なりと云 ž 戦勝の結果として我が占領に帰した満洲地域を我方に保留するは信を世界に失する所以と記し

要求の趣旨については予め英米両国、 ならず、清国に於ては到底内議の秘密を守ることが出来ないのと、 議するは他の妨害を防ぐに利便多いとしても、露国に対する清国の立場を困難ならしめ、 **うとする古来の常套手段に過ぎないが、列国中には清国の言に動かされて我が方針に妨礙を加えるものなしとも保せ** 戦後満洲に於ける日本の地歩を露清原約の範囲に於て出来るだけ最少度に局限しようとするにあつた。その列強の勢 関係の講和條項は後日これを承認しない旨を日露その他各国政府に知照したが、要するに当時清国政府部内の意向は、 講和條約は確定し ること困難なるべきに鑑み、対清交渉開始はこれを日露講和條約成立後に譲るべきだとの意見を持した。然るに今や られない。 照したるが如き、 力を利用して我国を牽制しようとし、講和会議に際して自国委員の派遣を企図し、 講和條件に関し、 爾後半歳有余、 小村は日露講和條項に関する清国との交渉開始の時機については、講和條約成立前に清国政府とこれを内 **畢竟外交上の難局に際しやゝもすればこれを列国に訴え、列国の力を藉つて当面の難局を排脱しよ** たので、 日露の談判に参加せしめようとして委員の派遣方を詮議し、また清国政府の予め与り知らない清国 日露の間に和議漸く熟し、近く講和の開談に入ろうとする際、清国政府は事の清国の利害に関する 小村はこの際迅速に対清交渉を開始するは列国の妨礙を遮遏するに必要なるは勿論、 殊に 米国大統領の諒解を把握し置くの得策なることをも識認し 時局の発展により清国に対する我が要求を予定す 講和の結果に対し留保的声明 結局我国に不利を来すのみ を知

されば小村はポーツマス引揚後、 前述の如く九月九日ロー ズヴェルト への告別訪問の機を以て、 今次の講和條約に 217

宜しく適当の時機に於て強硬の注意を与うべし」との電訓を下した。英国政府も後日北京に於て日清交渉の開始に際 し、右と同様の趣旨を以て臨機日本に後援を与うべき旨を駐清公使に訓示する所があつた。 いので、同公使に然るべく訓令し置かれることを希望すると述べた。大統領は快諾し、程なく駐清米国公使に対し、 小村は大統領の趣旨はよく了解するも、もし在北京米国公使の行動にして右と齟齬するが如きことあつては面白くな り、要するに日露両国の処分に一任するの外ないと答えて置いたが、 申出でた際にも、 とそ誤解の大なるものであると語づたが、大統領は同感を表し、さきに清国政府が講和会議に参加しようとの希望を ものあるかも計られない。すなわち露国にしてこれを拋棄すれば当然清国に復帰するものと思うものがあれば、それ と述べ、韓国問題より進んで遼東租借権及び鉄道譲受の件に談及し、この二件に関しては清国人中誤解を懐いている て我国の獲得した必要條件は固くこれを保持すること勿論であるから、これに関し予め大統領の注意を促し置きたい 「露国がポーツマス條約に依り日本に譲与せるものに関し清国政府に於て異議を挾むが如き挙措に出づる場合には、 清国が一銭を費さず一兵を用いないで独り自ら権利を主張するようなことは、理に於て不可能であ 今なお依然この見を持して渝らないと答えた。

これを日露交戦地とするを認許したものであるから、清国より要償あるも断じて応じることは出来ないとの意を説示 日露両国政府に試みようとした。その内報に接した我が政府は、清国は満洲一帯を挙げて中立地域外に置き、 抗議的照会を1再我が政府に致した。 して思止まらしめた。 当時清国政府は満洲の将来に関し煩悶焦慮するものゝ如く、既に八月の初め、満洲にて蒙つた清国の損害の要償を が、その後に至つても清国政府は日露両国軍隊の満洲撤兵時期に関し、 政府はこれに対し、満洲のことに関しては予て声明した如く、既に平和回復した また鉄道守備兵に関し 事実上

二日その大命を拝した。 村の帰朝以来着々交渉開始の準備を進め、十月二十七日の閣議を以て清国政府に提出すべき要求事項、 て 議に心血をそゝぎ、更に衰軀を提さげて寒風に逆い、北京に使するのである。閣僚知友ひそかに彼のためにこれを愛え 渉に関する主要の方針を決定した。そしてその要求事項中清国政府をして露国の遼東半島租借権及び東清鉄道の譲渡 た。また当時桂内閣の退迭まさに近きにあるべしとは何人も予想した所で、北京政府もまたこれを想像しない 難く、殊に遣清大使の任には、伊藤枢相は親らこれに当ろうとする抱負を有つていたので、旁々桂首相は寧ろ小村の しなかつた。しかも病後衰弱の小村を更にまた北京に煩わし、その倒れる危険を冒さしむるが如きは、人として忍び た。国民は、 を承諾せしめるの件は、我方は特に絶対の必要條件とし、清国政府に於てこの必要條件を承諾しないならば、 時交渉を中止し、そして遼東租借地及び満洲鉄道は現在の儘それを占拠するの決心を以て談判に当ること」した。 で、近く清国政府と交渉を開始する考であるから、その際まで待つべしと告げた。政府はこれ等の情勢に鑑み、小 砕ける決心を持し、 ないとも限らぬ、 廟議かく決したので、 自愛静養を望んだ。けれども彼は、伊藤を煩わすは韓国に若かず、この任断じて他人に寄託すべきでないとし 同政府は或は曠日弥久の策を執つて小村を躁急せしめ、 さきに熱烈なる歓呼を以て小村をポーツマスに送つたのに引かえ、今は極言すれば殆んど彼に振向きも 故に小村の渡清は寧ろ不利であろう、との説も一部の間にあつた。 挺身大命を拝して敢て遅疑しなかつた。或人は小村の健康を愛えて青山博士(胤通) 小村は特派全権大使として清国に赴き、内田公使と共に折衝の任に当ることゝなり、十一月 小村はボーツマスの大任務を卒えて帰朝して以来、養痾の遑なくして講和の善後に関する廟 彼をして譲らざるべきを譲らしむるが如き挙措に出 が石心鉄腸の彼は最善を尽し 並にこれ を一行に ・我方は

使、山座政務局長、松方外務書記官、立花陸軍歩兵大佐、落合公使館二等書記官、田中海軍中佐(耕太郎)、本多、小 京僅に三週日、 加える斡旋をしようとしたが、小村は辞して曰う、「博士は帝都に一日も欠くべからざる人、余は微恙のためにこれ を私するに忍びず」と。それで強いて医科大学助教授の宮本博士(仲)を伴わせることしなつた。かくて小村は帰朝後在 十一月六日を以て再び東京を発し、横須賀より一軍艦に搭乗し、 後福島少将(安正)、青木大佐(宜純)、外に在北京公使館員若干また随員に加わつた。 大沽に向つた。随員は佐藤弁理公

進行上好都合であろうと思われた。 日移してこれを日本に与えるを辞しないと夙に言明した次第もあつたから、袁が全権委員の一人となつたのは談判の 間の礼儀上直ちに北京に赴き使命を果さなければならぬから、遺憾ながら大沽より北京へ直行することにした。この 事を通じて袁に「本使従来未だ総督の謦欬に接せざるを深く遺憾としたるが、今回大命を奉じ渡清するので、 とを希望する」との意を致したは辞令懇篤、用意周到というべきである。袁は清国政府が往年露国に与えた特権は今 儀諒察せられたく、 凱を全権委員に命じた。小村は塘沽より一路北京へ直行する予定であつたので、予め内田公使及び在天津伊集院総領 念を医し親しく総督に面晤の上、満洲の善後及び東亜の大局に関し互に意見を交換せんことを希望するも、何分国際 清国政府にあつては、小村差遣の通報に接するや多大の満足を表し、直ちにこれが迎接並に会議開始の準備に着手 十一月七日上論を以て軍機大臣総理外務部事務慶親王、軍機大臣外務部尚書瞿鴻穖、及び北洋大臣直隸総督袁世 なお今回の交渉に関しては、総督が間接にその偉大なる勢力を用い、 以て大局を全うせられんと 久渇の

小村は同月十二日塘沽に上陸し、直ちに清廷御料車に移り同夜北京に入つた。清国政府は小村を迎えるに国賓の礼

員を帯 同し、乾清宮に於て清帝及び西太后に進謁し、天皇陛下の親翰を捧呈した。 を以てし、政府差向けの馬車で旅館「グラン・ドテル・デ・ワゴンリ」に送つた。十六日、 小村は内田公使と共に

清帝は起立して右御親翰を接受し、小村に握手の礼を賜うた。次で小村は鄭書記官の通訳に依り奏上していう、 局康寧の基礎を確立し、我が天皇陛下の大局を顧念し給ふ聖意に副はしめられんととを。玆に恭しく皇太后陛下、皇帝陛下の聖燾 善後の事宜を協定せんとす。伏て冀くは陛下聖恩を垂れ給ひ、本使をして使命を全ふし、 栄とする所なり。本使曾て節を持して闕下に駐紮し、優渥なる聖眷を荷ふ。今や簡命を奉じて復た闕下に到り、陛下の政府と満洲 「大日本帝国特派全権大使男爵小村壽太郎謹で奏す。本日謁見を賜はり、我が天皇陛下の御親翰を陛下に捧呈するは深く本使の光 以て両国の親交を益々鞏固にし、東亜全

之に対する清帝の答辞に曰う、

無疆にして四字昇平なるを頭す。」

ゝの至意に副ひ、両国の邦交亦此より益々親睦を加へて共に平和を保つこと、是れ朕の深く望む所なり。」 し、事を処弁する和平、名誉夙に顕はる。今回満洲事件を商議するにも、必ず能く妥協し、 「貴大使貴国皇帝陛下の命を奉じ北京に来り、誠意参内し、頌詞を奏進す。語辞懇切、朕深く之を嘉賞す。貴大使曩に清国に駐剳 以て貴国皇帝陛下の大局を顧念せらる

場合には常にその適用を見たが、 右終つて皇太后より種々の下間があつた。抑も清廷の外国使臣謁見儀式は、先述した如く、往年の北清事変善後談判 陛に上ること、 公使謁見の場合と異なる諸点は、〇公使は奏詞終りて納陛に上り皇詞を受くるも、大使の場合には初めより直ちに納 の際に小村と時の米国全権委員ロツクヒルと共議立案し、最終議定書にて確認せられたもので、爾来外国公使謁見の 台公使は清帝これに握手を賜わざるも大使には賜わること、闫公使謁見後の帰路は皇城横側の門より 大使の資格を有するものに適用せられたのはこの際を以て嚆矢とする。

国親王に対してすら曾て与えられたことなき程であつた。 に則つて制定した新儀式の適用を自身第一に受けたのである。その他清廷の小村に対する諸般の優待振りは、従来外 出づるも、大使にあつては往返共に皇城正面の諸門を通過すること等にある。小村はさきに自身立案し、清廷のこれ

書記官等に関する打合を遂げた。終つて小村は、本会議に入るに際し一言王大臣閣下に申上ぐべきことありとい 翌十七日、両国全権委員相会して第一回の会議を開いた。双方先づ全権委任状を交閲し、互にその妥当なるを認め 次で会議の手続に関する予備事項、すなわち会議の用語、議事の秘密、会議録の作製、 会同の日時、

国政府は満洲に於て施政の改善を図り、各国人の生命財産を完全に保護し、かつ将来同地方をして国際紛擾の原因たらしめざるの れば、大体三種類ある。すなわち(第一)日露講和条約により露国が日本に譲与したるものは必ずこれを確実にすること、(第二)清 項あるので、その事項に就き協定を遂げんがため自分は今回大命を奉じて当地に来た次第である。その協定を要する事項を概括す **清両国に取りて共に慶賀すべきである。今次日露講和条約の結果として、かつ満洲の善後処分として、更に貴国と協定を要する事** 兵を動かし、数回の大決戦を経、遂に幸に甚しく歳月を過ごすに至らずして平和を迎え、我国当初の目的を達するを得たのは、日 持するの精神に出でたのである。この目的を達するため我国は全力を挙げて露国と戦い、満洲に於て日露両国共に古今未曾存の大 るべきである。かくる大犠牲をも顧みず戦端を啓いたのは、素より日本の自衛のためなるも、同時にまた実に東洋全局の康寧を維 見るに至つた。その間絶大の犠牲は、海陸軍を合せて実に約二十一万の死傷を生じ、軍費殆んど二十億円の資財を抛てるにても知 がその自衛のためのみならず東洋全局の康寧を維持するため絶大の犠牲を供したるの事実と、若し満洲に対する隣強の侵略をその 方法を立つること、 (第三)満洲に於ける商工業を発達せしめ、清国は勿論各国の利益を増進せしむることで、この三ヶ条の外我国 「昨年二月我国は強鄰と釁端を開くの已むを得ざるに至り、爾来殆んど二十ケ月、生命財力の絶大の犧牲を払い、遂に平和の克復を

熟閱の上、各條に対する意見を成るべく速に書面にて提出することを約し、当日の会見を終えた。我が提案は大体左 Ø 十一カ條の要項を提出し、大綱決定の上は更に細目に関し協議を為すべき旨を附言したのに対し、清国全権委員は右 旨を演述し、 如くであつた。 帝陛下の一致せる聖慮に副はんことを切望するが故に、貴王大臣に於てもまた同一の精神を以て事に当られんことを希望する。」 見ることは至難にあらずと信ずる。自分等はこの目的を以て主義となし、誠実の心と和衷の念とを以て速に妥定を遂げ、貴我両国皇 故に、前陳の如き事実と推断を篤と熟考せらるゝに於ては、今我国が満洲善後のために提出する条件に関し貴我の間に速に妥定を とを乞わざるを得ない。我国は日清両国間の親交を益々鞏固にし、かつ東亜全局の康寧を維持する以外に他図はない。既に然るが 為すが儘に委したらんには、東亜全局は如何なる影響を蒙りしや測るべからざりしとの推断は、貴王大臣に於て深く諒察あらんと 慶親王よりも逐一同感を表すとの挨拶があつた。そこで小村は日本政府の提案として書面に認めた大綱

- 第一 日露講和条約第三条により日露両国軍隊満洲より撤退したる時は、清国政府は直ちに右撤退の地方に於て安寧秩序を維持す るに足る行政機関を設定すべきこと。
- 第二 滑国政府は満洲に於て善政を確立し、外国居留民の生命財産に対し適当かつ有効なる保護を与うるの目的を以て、 政改善に着手すべきこと。 満洲の施
- 清国政府は満洲に於ける日本軍戦死者の墳墓及び忠魂碑所在地を完全に保護するため、総て必要の処置を執るとと。
- 清国政府は如何なる名義を以てするも、 日本の同意なくして満洲の一部たりとも別国に割譲し、 または別国の占領を承認せ
- 灣国政府は灣国に於ける他の開市場と同一の条件を以て満洲に於ける左の都市を外国人の商工業及び居住のために開放すべ

きとと

盛 京 新民屯、鉄嶺、 通江子、

224

吉 長春(寬城子)、吉林、哈爾賓、寧古塔、琿春、三姓

黒龍江省 斎々哈爾、海拉爾、愛琿、満洲里

第六 清国政府は露国が日露講和条約第五条及び第六条により日本に対して為したる一切の譲渡を承諾すること。

長春旅順間の鉄道を将来吉林に延長することは滯国政府に於て異議なきこと。 清国政府は日本政府に於て安東県奉天間及び奉天新民屯間に敷設したる鉄道を維持運用することを承認すること。

清国政府は韓国々境より一定の距離以内に於ける鴨緑江沿岸の森林截伐権を日本に与うること。

第九 清国政府は遼河、鴨緑江、松花江、及びその支流に於ける航通の自由を承認すること。

清国政府は盛京省沿岸に於ける漁業権を日本臣民に許与すること。

第十一、満韓国境貿易に関しては相互に最恵国の待遇を与うること。

同十一月二十一日、 **清国委員より我が提案に対する回答書が送られた。** その要領は、

- 我が提案第一数、第二数、第四数、及び第十級を削除するとと。
- 第三欵及び第十一欵は承諾。
- て定むべき旨の意味を加りること。 第五欵開市場に関する規定は、清国自ら同駁に列挙せる各地点を開放する趣旨に改め、 かつ開市に関する細目は別に清国に於
- 灣国政府は露国が日露講和条約第五条及び第六条により日本に対して為したる一切の譲与を下記の条件を以て承諾すること。 かつ左の通り修正すること。

甲 灣国政府は露国に貸与せる旅順口大連湾一帯の各地区は総て日本に引渡し移借することを承諾す。

Z 金州城内及び旅大租借地北方の中立地は、依然清国に於てこれを管轄すること。 租借地内に居留する日本臣民より清国臣民に対する訴訟事件は、日清両国より任命したる官吏立合にてとれを審判すること。 旅順口に於て別に一地域を劃し、 各国の通商場と為し、大連湾は全部とれを通商場と為し、清国に於て税関を設置すること。

丙 剰す所の十八ケ年を以て継続租借の年限と為すこと。 清露間に締結せる租借条約には租借年限を二十五ケ年限と規定してあるので、露国が既に借受け来りたる年数を扣除し、

旅順港内は日澛両国共用の軍港と為し、その共用に関する実行規則は別にこれを定むること、

戊 日本政府は租借地に対する清国の主権を断じて侵害せざることを認諾し、また総督巡撫の名称を設けざること、

己 租借地内に駐屯する日本軍隊は、清国の許諾なくして濫に租借地外に出づるを得ざること。

清露間に締結せる租借条約を参酌して更に特別条約を協定すること。

国に譲渡するを承諾すること。 **清国政府は長春(寛城子)より旅順口に至る鉄道、及び既に露国に許与を約せる所の鉄道に附属する利権は、移してこれを日本**

滯露両国間に締結せる東清鉄道会社契約により清国が享有すべき総ての権利は従前の通りたるべきこと。

但し日清両国に於て実際に共同して経営取締を為す上について各種の規定は別にこれを協定すること。

除して剰す所の年数により計算すること。 現契約の規定により同鉄道が全く清国の所有に帰し、 並に清国に於てこれを買収し得る年限は、 露国が既に享有したる年数を扣

壬 るとと。 日露講和条約第八欵により日露間の接続鉄道業務に関する商議開始の場合には、清国政府に於ても官吏を派出して参与協定す

第九節 日露講和の善後

- 五 第七欵は左の趣旨に改むること。
- 然取除くかまたは清国に売渡すこと。 奉天安東県間の鉄道は、本協約調印後五ケ年間を限り日本政府に於てこれを維持運用し得ることゝし、 右期限満了の上は全
- 乙 率天新民屯間の鉄道は、この際相当の代価を以て清国政府に引渡すこと。
- 長春吉林間の鉄道は清国自らこれを敷設することゝし、右に付外資借入を要ずる場合には先づ日本政府に申込むこと。
- 大石橋営口間の線路は、鉄道工事用のため一時敷設せられたるものなるを以て、 清露間の現約に従いこれを取除くこと。
- 平等とし、その他会社設立、事業経営に関する細目は追て別に協定すること。 第八欵に関しては日潜合同にて会社を組織することゝし、先づ伐木地域を定むべく、 会社に於ける日清両国株主の権利は凡て
- 第九欵の遼河、鴨緑江、松花江、及びその支流の航通に関しては、潽国内河航行規則を適用すること。

別に清国側の追加要求條件として概略左の提案があつた。

- 満洲に於ける日本軍隊は、講和条約調印の日より一ケ年以内に全部撤退すること。
- 鉄道線路は清国より兵を派してこれを保護すべく、右兵員は一清里五人と為すこと。
- 日本官民が占領または独断にて管理したる清国公私の各種財産土地等は直ちに還附すること、
- 日本軍隊撤退未了の間と雖も、清国は地方の秩序維持及び土匪鎮圧のため適当の兵隊を派遣するを得るとと、
- 第四 奉天省に於ける鉄道附属の砿物に関しては、別に協定すること。
- 奉天省に於て既に開放せられ、若くは条約上開放せらるべき通商場に於ける居留地劃定の件は、 清国地方官に於てこれを商
- 第六 従前営口に駐在したる清国地方官はこの際直ちに帰任の上、旧来の職権を完全に執行するを得ること。

第七 日本軍政官が奉天に於て取立てたる税金は清国地方官に還附し、地方改善の費途に充つること。

迄は交渉案件の内容を語ることはできないと答え、従来の例に似ずよく約を履んで秘密を厳守し、その外間に洩れな 国公使は慶親王を訪い、清国にして若し今回の交渉に於て日本に対しボーツマス講和條約以外の譲与を為すが如きと 行われた、親密、 たが、袁は日清協約成立の上は、いづれ改めて露国と交渉の要あるべく、その節は万事明瞭となるだろうが、その時 いように深く留意した。それがため清国政府は特に籌備場(参謀本部)を以て会議室に充て、特に許可した若干人の外 とあらば、露国もまた同様の要求を提出すべしと申込み、また袁世凱を訪うて、交渉案件の内容を承知したいと求め 一切此に出入するを禁じ、以て秘密の洩泄を予防した。談判終了後清国全権の随員唐紹儀が「今回の談判は三密にて 二十三日、両国全権相会して第二回会議を開いた。当時在北京各国公使は、 詳密、秘密すなわちこれ」と評したのは、味ある語であつた。 いづれも交渉の模様を注視し、 特に露

び第二十二回の五回のみ)は我が提案を基礎として逐條討議に入った。 との日両国全権(慶親王は欠席、親王の会議に加わつたのは二十二回の会議中第一回、第十六回乃至第十八回、 及

する形式を以て作つた「清国政府は日露講和條約第三條に因り日露両国軍隊満洲より撤退したる時は直ちに右撤退の 然削除することは承諾できないと述べ、清国側の回答の趣旨を斟酌して該両條を一括して一カ條とし、清国自ら声明 清国に関する問題でなく、 完備してその将来の安全を図り、満洲に於て再び国際紛擾の発生するを根絶するため充分の改革を実行するは、独り 小村は清国側の第一款及び第二款削除の希望に対し、該両款は日本が清国の内政に干渉する意でない、 日本の安危に影響する問題であるから、日本はこの協定を頗る重要視し、 随つてこれを全 満洲行政を

命及び営業の安全等に関する適宜の措置を行う」の意を声明することとして本款を確定した。 村は日本政府が本案を重要視することを注意した上それに同意し、その後十二月六日の第十二回会議に於て重ねてこ することを要望した。 命財産に対し適当且有効なる保護を与うるの目的を以て満洲の施政改善に着手すべきことを声明す」との新案に同意 地方に於て自ら安寧秩序を維持するに足る行政機関を設定すべきこと、並に満洲に於て善政を確立し外国居留民の 結局会議録に於て「清国は日露両国撤兵後直ちに進んで満洲の完全なる経営、治安の維持、 清国委員は大体同意を表し、 ただその文案形式の確定を後廻わしとしようと要求したので、 内外人の 小 生

場新設の件については、小村は清国側も主義に於ては異議なく、 進んで開放するとの点に於て彼我意見を異にするのみであるから、これを調和するが為め本款第一項を「清国政府は 趣旨を承諾すれば第四款の削除に同意すると述べ、同委員これを承諾したので本款は削除に決した。次に第五款開市 要求に対しその理由なきを陳弁した末、若し清国にして前記第一款及び第二款の趣旨を承諾して満洲の施政改善の 居住及び貿易の為めに定めらるゝ場処の規則は日清両国政府協議の上之を定むべし」と挿入する す」と改め、その第二項として「上記の都市に於て外国人の使用に供する為めに適当なる地域の選択、並に外国人の 日露軍隊撤退の日より六箇月以内に外国人の居住及び貿易の為め自ら進んで満洲に於て左の都市を開くべきことを約 を挙げるなら、 第三款は清国委員に於て承諾したので確定とし、第四款満洲領土不割譲の件に移つた。小村は清国側の本款削除の 清国委員は右第一項中の「日露軍隊撤退の日より六箇月以内」の字句と第二項の全文の削除を要求し、 本款に仮定したような事柄は発生しないだろうと思考するから、清国全権委員に於て第一款第二款の ただ他の開市場と同一の條件を以て開放すると自ら の修正案 小村は前 を提出し

約の規定と全然同一で、前例に於ても他国の疑念を惹起したことないから存置すべきだと主張し、清国委員は削除の 在北京日本公使と協議の上自らこれを定めるの意を記入し置くことに一致した。 希望を反覆し、長時間討議の末、右二項の言句は全然條約に掲載しないで、単に会議録に開市場設立に関する規則は 段に就ては更に改めて「日露軍隊撤退後可成速に」と為すことを承諾し、後段の全文は奉天大東溝の開放に関する條

借地並に鉄道敷設に関する原條約に照し努めて遵行することを承諾す、 獲た事項は清国に於てその儘に承諾あるよう求めるの外、 られ、今さら新に協定するの要なく、その他は新に制限を加えようとずるものなるが、日本が続戦を賭して露国より 硬に要求した。 洲撤兵の期限に関しては、露国は講和談判に於て我が提議を強硬に拒絶しようとしたが、我方はこの事成らなければ た討議の末清国委員は、その提議を撤回するに付別に本款に追加するに「日本政府は清露両国間に締結せられたる租 続戦するの覚悟を以てその主張を固持し、遂に露国をして期限の協定を応諾せしめた次第を述べ、原提案の承認を強 は條件を附しようとする提議には断じて応ずることはできないと言明し、かつ租借地及び鉄道譲受の先決問題たる満 求し、この決心の下に遂に露国を承諾せしめ得た至大至重のものであるから、今に至り清国より之に対して制限若く 款を拡張修正して九項に分ち、租借地及び鉄道関係の各般事項を詳細に規定せんことを提議したが、小村は原提案を 翌二十四日の第三回会議は、 日露講和談判に於て満洲撤兵、租借地譲渡、及び長春旅順間鉄道譲渡の三件は、日本が続戦の危険を賭して要 清国委員は更に細目提議の理由を喋々したので、小村は該提議の大部分は清露條約に於て既に規定せ 第六款すなわち租借地及び長春以南鉄道に関する討議を以て始まつた。 枝葉に渉つて論議する余地なしと断言し、 将来何等案件の生じたる場合には随時清国政 三時間余に亙っ 清国委員は本

国委員をして、 府と協議の上之を定むべきこと」の一項を以てすることを要求したので、小村はその趣旨の挿入を承諾し、同時に清 しめること」し、本問題は確定した。次で翌二十五日は第七款に移つた。 と、露国に條約違反の行動あれば清国より露国に厳重に照会してこれを匡正せしめる精神なることを会議録に声明せ 清国は北満洲の露国鉄道に関し露国をして努めて清露條約を遵行せしめる ため充分の措置を執るこ

年と定むべく、そして十七カ年経過後には現存物件の代価を公正評価人に見積らしめて清国政府に売渡すべしと提議 年と為すか、二者その一に同意するよう希望し、弁論五時間を経て決しないので、議は又二十八日の第六回会議に移 国委員は、安東奉天間鉄道の日本管理期限を十カ年とし、若し本鉄道を従来清国に於て他国の資本を借入れて敷設し 員はそれは長きに過ぐとし、討議四時間に亙つて決しないので、遂に翌日に譲つた。翌二十六日の第五回会議に於て清 議なきこと」と修正し、二十五日の第四回会議に於て小村はその理由を詳細に説明してその承諾を求めた。清国委員 同一の條件を以て維持運用することを承諾すること、長春旅順間鉄道を将来吉林に延長することは清国政府に於て異 は先づ安東奉天間鉄道を旅順長春間鉄道と同一視することはできないの理由を述べ、両者を区別して取扱うべしと反 の日より起算して之を二十カ年と為すか、または本鉄道に加うべき必要なる改正工事の完成の日より起算して十五カ た諸鉄道と同様に取扱うことゝせば、その年限を更に延長するを得べしと述べ、小村は妥協のため譲歩して條約訂結 原提案の第一項を「清国政府は日本政府に於て安東県奉天間及び奉天新民屯間に敷設したる鉄道を長春旅順間鉄道と 第七款すなわち安東奉天間、奉天新民屯間、及び長春吉林間の各鉄道に関しては、小村は清国側の回答を斟酌 との会議に於て清国委員は、その最終讓歩として右年限を改正工事完成後十五ヵ年とし、その工事完成期限は二カ 小村は然らば区別案には同意すべきを以て本鉄道の日本管理年限を二十五箇年とすべしと提議し、 清国委

な規定を設けること」とするに一致した。 じて清国政府より委員を派し査察せしめること、 道改良の方法は日本の経営担当者に於て清国委員と切実に商議すべきこと、本鉄道に関する事務は東清鉄道條約に準 こと、売渡前にあつて清国政府の軍隊並に兵器糧食を輸送する場合には東清鉄道章程に準拠して取扱うべきこと、鉄 為すこと、満期に至らば全部取除くか、または他国の評価人一名をしてその各建設物件を評価せしめて清国に売渡す に於て専ら各国商工業の貨物運搬用に改め引続を経営することを承諾すること、鉄道は改良工事完成の日より起算し (但し軍隊送還の為め遅延すべき期間十二カ月間を除き二カ年を以て改正工事完成の期限とす) 十五カ年を以て期限と これ等諸点に関し双方数次意見を交換した後、 また該鉄道により清国公私貨物を運搬する運賃に関しては別に詳細 遂に清国政府は 「安東奉天間に敷設し た軍用鉄道を日本政府

て遼河を区分点とし、 て軍政を布き、その結果軍用鉄道を敷設したことであるから、これを承諾するは清国の体面を害することの理由を挙 とするの約定あること、及び遼河以西は日露戦争の際中立地と為すべき筈であつたのに、日本軍隊は新民屯を占領し は清国政府と英国の一会社との契約に於て山海関内外鉄道の支線若くは延長線を敷設する場合には該鉄道事業の一部 に架設すべき鉄橋は双方の資本を以て築設 し、 これ を双方の共有と為さんと提議した。然るにその翌二十九日の第 回会議に於ても、 次で奉天新民屯間鉄道に関する討議に進み、小村は本鉄道の安東県奉天間鉄道と同一の取扱方を提議し、 本鉄道を清国の事業としようと主張し、小村はその理由の取るに足らないことを弁じ、反覆討論の末妥協案とし 清国委員は前日の論拠たる清国政府と英国会社との契約以外に奉天は清国列祖の陵寝地であるか 奉天遼河間の鉄道は日本の管理とし、遼河新民屯間の鉄道は清国の管理とすべく、 そして遼河 清国委員 231

半額を借入れ、十八カ年を以て年賦完済の期とし、その借款弁法は山海関内外鉄道局と清英組合との借款契約を斟酌 価を協議して清国に売渡すこと、清国はこれを改築して自営鉄道とし、 議に於てなお種々討議の末、結局「奉天新民屯間に日本の敷設せる軍用鉄道は両国政府より委員を派遣し、公平に代 して商訂すること、この他各地に於ける軍用鉄道は撤兵の際総て取除けること」の協議成立して漸く解決した。 費は双方分担することにしようと提議し、清国委員から対案を出したけれども、小村はこれを斥け、十七日の第十九 できないとならば、本問題は全然後日の協定に譲り、 回会議に至り、小村は本鉄道は長春吉林間鉄道と同様に協定しようと提議する外妥協の途なく、清国委員に於て同意 更に妥協案として、奉天新民屯間鉄道は遼河を以て分界とし、同河以東は安東県奉天間鉄道の例に準ずべく遼河架橋 側に於て更に熟考を加えることにして一旦本問題の討議を閉じた。その後十二月十日の第十五回会議に於て、小村は 扱うべきであるから、これまた清国に於て何等顧慮すべき理由なきを詳説したが、 約は単に貸金契約で、奉天新民屯間鉄道を遼河で区分することに関し何等故障の原因たるべきものにあらざること、 天の清国皇陵は今回の戦争に於て日本軍が已れの不便を忍んで安全に保護したもので、今後とてもこの精神を以て取 殊に一八九九年の英露協商の結果として益々清国政府に於て我が妥協案に同意するに躊躇する理由なきこと、また奉 ら、北京より奉天に到る鉄道は全部清国に於て敷設管理せねばならぬと主張して我が妥協案に応じない。小村は該契 今回の交渉よりこれを除く外ないと述べ、十八日の第二十回会 遼河以東に要する資金は日本の会社よりその 遂に一致を見なかつたので、

これより先き二十九日の第七回会議に於て前記鉄道問題の行詰まるや、 小村は露国の計画してゐた本鉄道の敷設管理を日本自ら行うことは、 議題は転じて長春吉林間鉄道の件に移つた 日露講和談判に於て日本が長春哈爾賓間鉄

本より借入れ、二十五カ年を以て年賦完済の期とし、 作つて清国側の妥協を求め、種々協議の末漸くにして「本鉄道は清国自ら資金を調えて築造すること、不足の額は日 洲鉄道会社に委託することを提議し、尚お折合わなかつたので、十七日の第十九回会議に於て小村は更に新妥協案を 十二月八日の第十三回会議に於ても、清国委員は重ねて自営説を主張し、議遂に決しない。更に十日の第十五回会議 自ら敷設経営することに定め、既に資金を調達する運びになつているから、その希望に応じられないと答え、 道の譲与要求を抛棄するに対する一條件として露国をして承認せしめた所なるのみならず、本鉄道は各般の事情に に於て、小村は妥協案として吉林長春間鉄道は清国政府の事業として経営すること、建築及び一定期間の営業は南満 国に於て承諾するよう希望すると述べたが、清国委員は清国は本鉄道の敷設を曾て露国に許したことなく、 酌して商訂する」ことの妥協を得た。 し旅順長春間鉄道の延長線として経営する必要あるにより、安東奉天間鉄道と同様條件の下に敷設経営することを清 借款弁法は清国山海関内外鉄道局と清英組合との借款契約を斟 その後

鉄道撤去問題の如きは今日これを討議することはできないと答え、清国委員は清国に於て該鉄道を継続存置せしめる 意思なく、却つて東清鉄道の一部としてこれを継続存置せしめるの意思ありと推測せられる充分の理由がある。かつ本 の東清鉄道條約には右様の明文あるも、 きは撤去すべき規定があるから、日本に於てもこの規定に従い本鉄道撤去を実行せられたいと要求した。 ため一時の措置としてこれが敷設を露国に許したもので、東清鉄道の工事完成を期しかつ最長期八カ年を経過すると 大石橋営口間鉄道については、清国委員は十一月二十九日の第七回会議に於て、本鉄道は東清鉄道敷設材料運搬 その後清露間に満洲還附協約締結の際には清露両国共に該鉄道を撤去するの 小村は最初

国より煩累を蒙ることなき方法を日本側より案出の上更に討議しようと云い、その後小村は長春吉林間及び奉天新民 独国に対して頃日の要求を承諾せねばならぬことになるので、同意し難いと述べ、 州湾以南一帯の漁業権を要求したのに対し清国それを拒絶した次第なるに、今日本に対し本款を承諾するに於ては、 を承諾すべきことを希望し、清国委員は同意した。更に次で第十款漁業権の討議に入り、 及びその地区の広狭、年限の長短、会社設立の方法、並に合同経営に関する一切の章程は別に細則を商定し、日清両 意思はなかつたと弁明した上、後日重ねてこの問題を商議すべき旨を述べた。次で清国委員は、日露講和條約第八條に 屯間の両鉄道問題に対する妥協條件として本提案を撤回した。そして最後の第十一款たる満韓国境貿易に関し、 る漁業権を均霑主義にて要求し得るものにあらざる所以を説明したる末、本款については清国がとれがために他の外 る旨の規定あるを発見したことを述べ、該條約の効力如何を問いたるに、清国委員は依然効力を有する旨を答えたの 国株主の利権は均等分配を期すべきことを承諾す」とするに一致した。次で討議は第九款遼河外数河川航通自由の件 より日露間の満洲接続鉄道業務協定に関する商議開始の場合には、清国もこれに参与することを日本に於て承諾あり 転じて第八款の討議に入り「清国政府は日清合同材木会社を設立し鴨緑江右岸地方に於て森林截伐に従事すること、 商を為すの時機至らば清国に通知すべく、その際清国よりは右の希望を日露両国政府に照会すれば可なるべじと説き、 小村は清国の立場を酌量して提議を撤回し、 小村は原案提出後露清愛琿條約に松花江航行権はこれを清露両国船のみに限り、 小村はこの事たる露国にも関係があるから、日本のみの承諾では事足らず、他日露国との間に右協 ただ右航行権のことは露国に於て異議なき場合には清国に於てこれ 小村は他国が清国の他地方に於け 清国委員は、最近独国が膠 他国船舶には之を許可せざ

條款を議し、然る上我が追加條款に移るべきことに決した。我が追加條款は左の如くである。 に最恵国の待遇を与うるの件については、同日清国全権委員に於て異議なかつだので、直に確定となつ したが如く細項に関する追加條款を提出すべし、 是に於てか小村は、これより清国側の提出に係る追加條款の討議に入るべき順序なるが、 と述べてこれを清国委員に交付し、次回の会議より先づ清国の追加 我方に於てもさきに予告

- がため可成速に別約を締結すること。 日清両国政府は交通及び運輸を増進し且之を便易ならしむるの目的を以て、 南満洲鉄道と清国鉄道との接続業務を規定せん
- 予め協議を整うべきこと。 日清両國政府は南満洲に於ける鉄道の利益を保護するの必要あるに由り、同地方に於ける鉄道敷設に関しては両国政府間に
- 第三 清国政府は旅順芝罘間、牛家屯営口間、及び鉄道線路に沿へる日本の電信施設を承認し、 を附架することを承認すること。 並に営口北京間の清国電柱に一線
- 南満洲鉄道に要する諸般の材料及び鉄道守備隊の需用品は各種の税金及び釐金を免除すること。
- 灣国政府は満洲に於ける農商業の発達を図る為め、同地方より各種雑穀の輸出を許すこと。
- 清国政府は正約及び別約に協定したる事項に関し最恵国の待遇を日本に与うること。
- 三十日の第八回会議は、約の如く清国提出の追加條款の討議に始まり、 その第一款の前段、 すなわち撤兵期限を短
- 十二カ月以内に日露両国共撤兵を完了すべしとの件を議題とした。
- からしめることを挙げ、 清国委員は、日露両国軍隊満洲に駐屯する間は地方官の困難甚しきこと、及び駐兵久しきに亘るは事端発生の虞を多 先づ日本に於て撤兵期限短縮に同意すれば更に露国に照会し、 その承諾を得ようと欲する意

定を変更しようと試みるが如き挙措は、露国に与えるに條約遵行に関し有害なる口実を以てするものであるから、 承諾すれば撤兵期限の短縮に異議なき旨を公文で声明することを求めたので、 られるか否かにあること、仮に日本に於て撤兵期限の短縮を不可能でないとしても、條約の規定を変更するが如きは 険を賭して漸く露国の承諾を得た結果で、露国軍隊の撤兵に十八カ月を要するは実際已むを得ざるものと認めて同意 向なることを述べた。小村は日露講和條約に於て両国撤兵の最長期限を十八カ月と定めたのは、日本に於て続戦の危 けねばならぬと答えて、その請求を拒絶した。 これを露国より日本に交渉して来れば、日本はこれに応じないでもないことを答えた。清国委員は日本は露国にして 断じて為し得ない所であるから、若し清国に於て先づ露国に交渉し、露国果して清国の提議に応じ期限短縮に同意し たものであること、今後の緊要問題は撤兵期限の短縮の能否には存しないで、撤兵が條約所定の如く果して実行せ 小村はかの如く日本より講和條件の規

撤すべし」との案文を提出したが、清国委員はこれに対し、清国は外国兵の満洲に駐屯す るは擾乱 の基である と認 に於ける外国人の生命財産及び企業を完全に保護し得るに至りたりと認むるときは、露国と同時にその鉄道守備兵を する日本の位地と相容れる限りに於て清国の希望に応ずるとの趣旨で一修正案を作つたとて「日本政府は清国が満洲 が如きは飽く迄避けるを要するが、 同様の承諾を求めるに充分の理由を有すると信じ、 次に本款の後段すなわち鉄道守備兵撤退の要求に移つた。小村はこれに関する清国の事情を酌量し、 精錬の兵三師団を派し充分に鉄道を保護するから、先づ日本に於て守備兵撤退のことを承諾すれば露国に交渉し ただ日本に於ては永久に鉄道守備兵を置くの意思を有するのではないから、 切に日本の承認を望むと述べた。 小村は條約の規定を変更する 講和條約に対

撤退説を嚅々したので、小村は励声一番、 の事情を斟酌し唯一便法としてこの修正案を提議する次第であると説いてその承諾を求めた。然るに清国委員はなお

るが如きは、到底御話にならず。」 本は断然続戦するの決心を以て、漸くにして露国を承諾せしめたのである。貴全権等が単に坐上の論でこれを左右しよりとせられ て露国は守備兵の数を限ることを拒み、守備兵の名の下に多数の兵を駐めようとしたのである。若し守備兵の数を定めなければ日 か、左様のことは出来申さず。今迄の結果を得たのは、 「全体貴全権等は、日本が大兵を動かし国運を賭して漸く成し遂げ得たことを、 日本が国運を賭して得た効果に外ならない。御承知の通り日露講和談判に ただ単に坐上の論を以て左右せられる御趣意なる

といい、更に疾呼して日つた。

なきか。この歴史を充分御会得なければ話にならぬ。日本が国運を賭し、 られたのに拘らず遂に寸効なく、遂に日本は兵力に訴えて露国を撃退するの已むなきに至り、 に条約の取極あるとのことを理由として露国へ交渉すると申されるも、 或は清国政府は日露講和条約に於て日露両国が鉄道守備兵のことを規定しても清国政府は与り知らないといゝ、または清露両国間 に駐めるの外致方ない。これに反し我案の方法によるなら、後日或時期に撤退を実行することを得るということになるのである。 めることに付協議しようというのである。然るに貴全権にして原案を固持するの外策ないといわれるに於ては、鉄道守備兵は永久 更するの機会全くなくなるであらう。さすれば日清両国の不利益なるべきを慮り、 同意することを得ないというの外ない。その結果は如何。鉄道守備兵は永久満洲に駐まり、日露両国協議して講和条約の条項を変 「又只今瞿全権には貴国提出の原案を固持する外策ないと断言せられた。果して然らば日本全権に於ても、断じて貴全権の原案に 満洲還附協約以来貴国は再三再四露国にその実行を督促せ 兵力に訴えて目的を貫徹したこと」、ただ坐上一片の議 相当の時機に於て日露両国の守備兵を撤退せし その結果ここに至つたことを御会得

論で自己の欲する儘を言い立てるとは霄壤の差がある。この一事は切に御了解あるよう希望する。若し日本政府が満洲撤兵期限の 係わらず、穏当かつ公平な基礎を以て妥協を遂げようとの意を体して来清したのであるから、貴全権に於ても以上陳べた事情を敷 並に政府は、東亜の大局に顧み、清国に対する友誼を重んずるが故に、この国民の要望を容れず、 じて目的を貫徹したものであるから、満洲の日本占領地はその儘継続保有せよと要望するもの現に沢山ある。然るに我が皇帝陛下 我が日本国民に於ても、独力を以て満洲に於ける露国の侵略を防くがため我が国運を賭し、我が数十万の生霊を犧牲に供し、辛り た地方の督撫或は有志者等外国守備兵を置かしめてはならぬとの意見なる故困るとの御話であるが、かゝることをいわれるならば ある。事情かくの如くであるから、貴全権に於て徒に一問題に拘泥せず、広く大局に顧みて考慮せられるよう希望に堪えない。ま に野心あれば、今に於て講和条約を変更し、更に撤兵期限を五十年または百年と改訂して永く満洲を占領することをも出来るので 希望を達したのである。かくの如く日本に於ては、期限及び兵数の増加については如何樣とも為すを得べき位地にある。若し日本 にても喜んで直ちに同意したであろう。との点もまた能く御了解あるべきである。日本は露国が提出せる原議を極力排斥して我が 察し、僅に一問題に拘泥せず、広く全局に亘つて考察せられるよう希望する。」 十八ヶ月に代え、或は五年又は十年と提讓し、 これ一に我が陛下及び政府の深慮に出でたものとして諒知せられるよう望むのである。本全権は双方国民の要望如何に 一粁の兵数十五名とあるを或は五十名、または百名と提議したとすれば、露国は何時 今回提出した如き条件位に止め

を撤退することに同意したるときは同時に自らその鉄道守備兵を撤退すべきことを承諾す」と提議し、更に十七日第十 五回会議に於て小村は新たに妥協案を作り、「日本政府は撤兵完了後露国政府に於て清国の希望に応じその鉄道守備兵 九回会議に於て、小村は清国委員の対案及び希望を斟酌し、改めて協約文案として「清国政府は満洲に於ける日露両国 小村はかく断言し、その撤回を促求したが、しかも清国全権委員なお応諾するに躊躇した。されば十二月十日の第十

議録に記入し置くが如きは甚だ不穏当で、かつ数回の討議を経て漸く妥結した事項に関し不満足の故を以て抗議の意 方行政権を牽礙せず、また擅に鉄道区域外に出でざるべきことを日本全権委員に於て声明することを希望し、 保護し得るに至りたるときは、日本国もまた露国と同時に鉄道守備兵を撤退すべし」という案を提出し、清国委員漸く 軍隊並に鉄道守備兵の可成速に撤退せられんことを切望する旨を言明したので、日本国政府は清国政府の希望に応ぜ 思を表明しようとするが如きは妥協の精神と相容れないと諭し、その撤回を求め、結局清国委員はこれを修正し、単 同意を与えた。 きは、日本国政府も同様に照弁すべきことを承諾す。若し満洲地方平靖に帰し、外国人の生命財産を清国自ら完全に して本問題を終えた。 に「該鉄道守備隊の件は既に本約款に載せたるも清国は未だ完備と認めず」との意を声明したいと乞い、小村は承諾 いと述べたが、 これに同意し、 んととを欲し、若し露国に於てその鉄道守備兵の撤退を承認するか或は清露両国間に別に適当の方法を協定したると なお清国委員は本問題に関し別に会議録中に本條款に対する不満足と抗議の意思表示の声明を為した 小村は今回協定した事項にして不満足と認めるものは我方にも沢山あるが、その不満足の旨を一々会 別に会議録に於て、長春より旅大租借地境界に至る鉄道守備兵はその撤退以前にあつて漫に清国の地 これに

その前段は日本軍隊が軍事上の必要により占領収用した在満洲清国公私財産については、 にこれを返還すること固より当然なるも、撤兵の完了する迄は軍事上の必要未だ全く止むといえぬから、 一の修正案を提出し、その後段の軍事上必要以外に不当に破壊若くは占領使用せられた公私財産に対し賠償を為す 溯つて十二月二日の第九回会議に於て、討議は清国追加條款第二款に移つた際、小村は同款の趣旨を二段に分ち、 軍事上の必要が止むと同時 清国案に対

兵前と雖も之を還附すべし」との案文に決し、 於て占領若くは収用せる清国公私財産は撤兵の際悉く清国官民に還附することを承諾す。その不用に帰するものは撤 **牒して相当の処分を為さしめる様及ぶ限り尽力したので、今後起るべき場合についても、この方法により取扱うべく、** 公私の各種財産に対しては両国政府に於てそれら、調査の上公平に償還せしむべし」との意を会議録に声明すること れを会議録に記入し置くことにしようと要求し、討議の末本條としては「日本政府は軍事上の必要により満洲地方に ては文字の修正を提議し、後段に関しては條約に規定を設けること必要でないとすれば原案に多少の修正を加え、こ 今さら改めてこれを問題とし、 にして落着した。 ことについては、 その都度既に清国政府より日本公使館領事館等へ照会し、当該公館に於ては直ちにこれを其筋に移 **條約で協定を為すの要はなかろうと述べた。これに対し清国委員は、右の前段に関し** 別に「軍事用以外に於て日本臣民が故意に破壊し若くは使用せる清国

至り小村はその修正案に更に加えるに、「日本軍隊の未だ撤退せざる地方に於て若し土匪の村落を擾害することあると するを得ざるものとす」との一項を以てし、別に会議録に於て、「清国地方官の派兵剿捕の場合には必ず予めその地方 方には清国軍隊を派遣し得ることゝ為すべき」旨を説明し、この趣意に係る修正案を提出し、 とは日本軍隊の責任で、その撤兵を了り占領を解きたる地方は日本政府より直ちに清国政府に通知するから、 駐在日本司令官と協議し、 翌三日の第十回会議に於ては、 清国地方官も亦相当の兵隊を派遣しこれを剿捕することを得、 以て誤解を免かれしむべき」の意を声明することに決した。 小村は清国案第三款に関し、「日本軍隊の占領地域内に於て 安寧秩序を維持する 但し日本軍隊駐屯地界より二十清里以内に進入 八日の第十三回

執らしむべく、又同地には尙お多数の日本軍隊あるを以て、檢疫及び防疫規則を両国協議して制定すべし」との声明 若し條約面に新たに規定を設くるを不可なりとせば、提案の趣旨を会議録に留めて将来の誤解を防がんと欲す」と述 録に、「営口海関収入は正金銀行に保管し置き、 並に奉天各地に於て日本居留地を劃定するの方法は日凊両国官吏に於て別に協議決定すべし」との協定成り、 に協定したる大綱第六款の規定を以て処理するを得るも、それ以外の鉱山に関しては何等方法の定まれるもの無き故、 税は総て地方公共の費用に充てらる」ものとし、 を為すこと」し、 日本軍隊の同地撤退以前と雖も、 たが、翌九日の第十四回会議に於て討議の末、これを條約文としないでただ会議録に於て、「営口駐在の清国地方官は で清国案第六款に入り、 必要を認めざるも、 ベ小村はこれを諾した。次に清国案第五款に移り、小村は「営口及び安東県居留地設定の手続に関し條文設定はその 清国案第四款については、清国委員は十二月三日の第十回会議に於て、「既に露国に譲与したる鉱山のこと は さき 清国案の最後の第七款については、これより先き四日の第十一回会議に於て、これ また 単に会議 会議録に記入するは拒む所にあらず」と答え、 小村は原案に同意し難いが、成るべく清国の希望に応ずるであろうとの一の修正案を提出し 本條約確定の後日清両国協議の上可成速に赴任の期日を定め、同地に赴いて事務を 撤兵の際清国地方官に交附すること、 営口常関収入 その他各地の収 撤兵の際その収支計算表を清国地方官に交附する」の意を声明する 八日第十三回の会議に於て結局「営口及び安東県 更に次

意見書の回示があつた。その第一款接続鉄道業務協定の件は先方異議ないので確定とし、 清国案の第七款の決定した同四日、討議は進んで我が提出の追加條款に移つたが、 清国委員よりは之に対する逐條 第二款南満洲の将来の鉄道

線及び旅順烟台間海底電信線に関する接続交渉は随時必要に随い両国協議して処理すること」を声明するに止め、第 輸出に関する件は同四日の会議に於て削除、第六款は日凊両国政府は正約及び別約の各條に記載せる一切の事項に関 とゝし、その後十二月十七日の第十九回会議に於て鉄道守備兵需用品の文字を除いた儘にて確定となり、第五款雑穀 四款鉄道材料及び鉄道守備兵需用品免税の件は、 討議を後日に譲り、 敷設に関する件は、討議の結果條約にこれを掲げず、会議録に於て「清国政府は南満洲鉄道附近に之と併行する幹線 し互に最恵国待遇を与えることの相互的規定の修正案で解決した。 ることを提議し、 または同鉄道の利益を害すべき支線を敷設せざるべし」との意を声明することに決し、第三款電信経営に関する件は 小村は鉄道材料免除の件は確定とし、 九日の第十四回会議に至り討議の末小村よりこれを撤回し、ただ会議録に「奉天省内の陸上電信 四日の会議に於て清国委員より鉄道守備兵需用品なる文字を削除す 鉄道守備兵需用品免税の件は該守備兵問題の決定後に譲るこ

使節を対手としたる時よりも一層骨の折れた所もあつた。されば会議の回数の如きもポーツマスの十二回に対し、二 事理を会得するに兎角緩やかなものであつただけ、 寛厳併せ得て神技に入つた談判振りも、 手は交戦国でなく、時機も講和後とて国民の情熱既に冷え、俗眼の注視も著しく衰え来つた際であつただけ、 十二回の多きに亘り、 間に時に諧謔を弄する人である。 の如くにして十二月八日の第二十回会議に至る間に於て、彼我交渉事項は悉く議了した。 談判地の滯在も、 対手の全権委員中特に袁世凱の如きは譎詐、 ポーツマスの二十七日に対し実に四十有二日の長きに及んだ。小村は真面目 概ね世に表われなかつたが、しかも対手はどかくに実よりも名を尚び、 小村の苦心もまた随つて尋常でなく、 変幻、 飜弄 寧ろポーツマスに於て露国 今次の談判は、 滑脱の才に於て夙に名 小村の かつ

があつた。それで談判の席上両個の間に交換せられた載言謔語には、 面の討議問答は措き、 今当年の談判筆記中より試みに寸鉄人を笑わす妙句二三を抜萃してみよう。 往々満坐を笑倒せしめたものもあつた。 四角四

する時、 十一月二十六月の第五回会議に於て安東奉天間鉄道の問題容易に決せず、 討議を次回に譲りまさに閉会になろうと

袁 明日は休息しては如何。

然らば明後日としよう、 本員等この問題にかく迄心力を費しただけでも、 との鉄道の価は貴くなつた(一同大笑す)。

同二十一日の第六回会議に於て談満洲中立違反問題に及び、我が全権の一員内田公使が で我方已むを得ずこれに対し必要の防衞手段を執つたのである」と弁ずるや、 「露国が先づ中立を犯したの

たというようなものである(呵々大笑す)。 本員のいう所は大小の差ありということにて、 例えばとの巻煙草を露国が二本持去れるを理由として日本は一箱全部持去つ

述べ、その時内田が会議参賛官の唐紹儀にロツクヒルの條約集第三三三頁の処を示し、これが該契約の本文であろろ 談は進んで関内外鉄道に関する英国の一会社との契約の件に移り、 といったのに、 袁は「篤と契約を研究して更に御相談致すべし」と

哀 本員には解らず。

小村 左様に何もかも解つては困る(といい双方大笑す)。

十二月三日の第十回会議に於て、営口還附問題の討議に時移るや、

袁

小村 会議を止める話ならば何時にても同意致そう(一坐大笑す)。

役員に日本人を使用すべきことの念を押す。 同月十七日の第十九回会議に於て、 内田は関内外鉄道借款契約中の技師役員の国籍を引照し、 長春吉林間鉄道の技師

袁 然り、決して西洋人を用ゆると云うことなきなり。

小村 露国人とせば如何(大笑)

袁 大使が御好みとあれば、露国人を使用すとしても宜し(一坐大笑)。

又同日の会議に於て、清国委員の長春旅順間鉄道守備兵について抗議の意を会議録に声明し置こうとの要求に関し、

小村は抗議なる文字甚だ穏ならずと説くや。

と 英国公使サトウ氏との文字を好む。

袁 サトウ氏からこの文字を学んだ。

小村 貴方等好ましからぬことを学ばれたのには困る(一坐大笑)。

更に同十八日の第二十回会議にて交渉事項の悉く議了するや。

袁
これで漸く落着した、この外別に御相談致すべきことなきや。

小村 追加案でも出さんか(とて笑ふ)。

袁 我方よりも出さんか(大笑す)。

條約とし、その他の事項に関する協定の結果は、特に会議録登載の約あるものゝ外附属協約とすることに決定し、談 判玆に終結を告げ、 の文案並に形式について協議し、我が原提案第六款に掲げた租借地及び満洲鉄道の件は両国皇帝の批准を要すべき本 去る程に交渉事項既に悉く議了したので、十二月十九日の第二十一回会議に於て両国全権委員は條約及び附属協約 同月二十二日両国全権委員は本條約及び附属協約にそれぞれ記名調印した。

満洲に関する日清條約 (同 三十九年 | 月三十一日発表)

委員ニ任命セリ因テ各全権委員ハ互ニ其ノ全権委任状ヲ示シ其ノ良好妥当ナルヲ認メ以テ左ノ條項ヲ協議決定セリ 部事務和碩慶親王欽差全権大臣軍機大臣外務部尚書会弁大臣瞿鴻議及欽差全権大臣北洋大臣太子少保直隷総督袁世凱ヲ各其ノ全権 使外務大臣従三位勳一等男爵小村壽太郎及特命全権公使従四位勳二等内田康哉ヲ大清国皇帝陛下ハ欽差全権大臣軍機大臣総理外務 生スル共同関係ノ事項ヲ協定セムコトヲ欲シ右ノ目的ヲ以テ條約ヲ締結スルコトニ決シ之カ為メニ大日本国皇帝陛下ハ特派全権大 大日本国皇帝陛下及大清国皇帝陛下ハ均シク明治三十八年九月五日即光緒三十一年八月七日覇印セラレタル日露両国講和條約ヨリ

滯国政府ハ露国カ日露講和條約第五條及第六條ニヨリ日本国ニ対シテ為シタル一切ノ譲渡ヲ承諾ス

第二條

生シタル場合ニハ随時清国政府ト協議ノ上之ヲ定ムヘシ 日本国政府へ灣露両国間ニ締結セラレタル租借地並鉄道敷設ニ関スル原條約ニ照シ努ヌテ遵行スヘキコトヲ承諾ス将来何等案件!

第三条

本條約へ調印ノ日ヨリ効力ヲ生スヘク且大日本国皇帝陛下及大清国皇帝陛下ニ於テ之ヲ批准セラルヘシ該批准書ハ本條約調印ノ日

ヨリ二箇月以内ニ成ルヘク速ニ北京ニ於テ之ヲ交換スヘシ

右証拠トシテ両囯全権委員へ日本文及漢文ヲ以テ作ラレタル各二通ノ本條約ニ署名調印スルモノナリ

明治三十八年十二月二十二日即光緒三十一年十一月二十六日北京ニ於テ之ヲ作ル

大日本帝国特派全権大使外務大臣従三位勳一等男爵 内小 壽 太

大日本帝国特命全権公使従四位勳二等 憂 田 康 哉 王

大清国欽差全権大臣軍機大臣総理外務部事務 親 穖

大清国欽差全権大臣北洋大臣太子少保直隷総督 大清国欽差全権大臣軍機大臣外務部尚書会弁大臣 瞿 世 鴻

日清両国政府へ満洲ニ於テ雙方共ニ関係ヲ有スル他ノ事項ヲ決定シ以テ遵守ニ便ナラシムル為メ左ノ條項ヲ協定セリ

灣国政府ハ日露軍隊撤退ノ後成ルヘク速ニ外国人ノ居住及貿易ノ為メ自ラ進ミテ満洲ニ於ケル左ノ都市ヲ開クヘキコトヲ約ス

黒龍江省 林 鳳凰城 斎斎哈爾 長春(寬城子) 吉 海拉 遼 林 陽 爾 新民屯 哈 爾賓 琿 寧古塔 鉄 洲 饋 畢 通江子 琿 春 法庫門 Ξ

姓

第 =

清国政府ハ満洲ニ於ケル日露両国軍隊並ニ鉄道守備兵ノ成ルヘク速ニ撤退セラレムコトヲ切望スル旨ヲ言明シタルニ因リ日本国政 府へ清国政府ノ希望ニ応セムコトヲ欲シ若シ露国ニ於テ其ノ鉄道守備兵ノ撤退ヲ承諾スルカ或ハ清露両国間ニ別ニ適当ノ方法ヲ協

ニ至リタル時ハ日本国モ亦露国ト同時ニ鉄道守備兵ヲ撤退スヘシ 定シタル時ハ日本国政府モ同様ニ照弁スヘキコトヲ承諾シ若シ満洲地方平靖ニ帰シ外国人ノ生命財産ヲ清国自ラ完全ニ保護シ得ル

期限内ト雖既ニ上記ノ如ク撤兵完了ノ通知ヲ得タル各地方ニハ自ラ其ノ安寧秩序ヲ維持スル為メ必要ノ軍隊ヲ派遣スルコトヲ得ル **齁捕スルコトる得但シ日本国軍隊駐屯地界ヨリ二十清里以内ニ進入スルコトヲ得サルモノトス** モノトス日本国軍隊ノ未タ撤退セサル地方ニ於テ若シ土匪ノ村落ヲ擾害スルコトアル時へ清国地方官モ亦相当ノ兵隊ヲ派遣シ之ヲ 日本国政府へ満洲ニ於テ撤兵ヲ了シタル地方へ直チニ之ヲ清国政府ニ通知スヘク清国政府ハ日露講和條約追加約款ニ規定セル撤兵

ハ撤兵前ト雖モ之ヲ還附スルコトヲ承諾ス 日本国政府へ軍事上ノ必要ニヨリ満洲ニ於テ占領又ハ収用セル潫国公私財産ハ撤兵ノ際悉ク清国官民ニ還附シ又不用ニ帰スルモノ

五

灣国政府ハ満洲ニ於ケル日本軍戦死者ノ墳墓及忠魂碑所在地ヲ完全ニ保護スル為メ総テ必要ノ処置ヲ執ルヘキコト ラ約

五箇年ヲ以テ期限ト為シ即光緒四十九年ニ至リテ止ム右期限ニ至ラハ雙方ニ於テ他国ノ評価人一名ヲ選ミ該鉄道ノ各物件ヲ評価セ 道ハ改良工事完成ノ日ヨリ起算シ 灣国政府へ安東県奉天間ニ敷設セル軍用鉄道ヲ日本国政府ニ於テ各国商工業ノ貨物運搬用ニ改メ引続キ経営スルコトヲ承諾ス該鉄 該鉄道改良ノ方法ニ至テハ日本国ノ経費担当者ニ於テ清国ヨリ特派スル委員ト切実ニ商識スヘキモノトス該鉄道ニ関スル事務ハ東 シメテ清国ニ売渡スヘシ其ノ売渡前ニ在リテ清国政府ノ軍隊竝兵器糧食ヲ輸送スル場合ニハ東清鉄道條約ニ準拠シテ取扱フヘク又 (但シ軍隊送還ノ為メ遅延スヘキ期間十二箇月ヲ除キ二箇年ヲ以テ改良工事完成ノ期限トス)十 247

第九節 日露講和の善後

ル規程ヲ設クヘキモノトス 清鉄道條約ニ準シ清国政府ヨリ委員ヲ派シ査察経理セシムヘク又該鉄道ニ由リ清国公私貨物ヲ運搬スル運賃ニ関シテハ別ニ詳細ナ

第七條

n 日漕両国政府ハ交通及運輸ヲ増進シ且之ヲ便易ナラシムルノ目的ヲ以テ南満洲鉄道ト清国各鉄道トノ接続業務ヲ規定セムカ為メ成 ヘク速ニ別約ヲ締結スヘシ

77八條

清国政府ハ南満洲鉄道ニ要スル諧般ノ材料ニ対シ各種ノ税金及釐金ヲ免スヘキコトヲ承諾ス

九條

盛京省内ニ於テ既ニ通商場ヲ開設シタル営口及通商場トナスヘク約定シアルモ未タ開カレサル安東県並奉天府各地方ニ於テ日本居 留地ヲ劃定スル方法ハ日清両国官吏ニ於テ別ニ協議決定スヘシ

第十條

並合同経営ニ関スル一切ノ章程へ別ニ詳細ナル約束ヲ取極ムヘキコトヲ承諾ス日清両国株主ノ利権ハ均等分配ヲ期ス 清国政府ハ日清合同材木会社ヲ設立シ鴨緑江右岸地方ニ於テ森林截伐ニ従事スルコト其ノ地区ノ広狭年限ノ長短及会社設立ノ方法

第十一个

満韓国境貿易ニ関シテハ相互ニ最恵国ノ待遇ヲ与フヘキモノトス

界十二條

本協約へ調印ノ日ヨリ効力ヲ生スヘク且本日調印ノ条約批准セラレ 日漕両国政府ハ本日調印シタル条約及附属協約ノ各条ニ記載セル一切ノ事項ニ関シ相互ニ最優ノ待遇ヲ与ラルコトヲ承諾ス タル時ハ本協約モ亦同時ニ批准セラレタルモノト看做スヘシ

明治三十八年十二月二十二日即光緒三十一年十一月二十六日北京ニ於テ之ヲ作ル 右証拠トシテ下名ハ各其本国政府ヨリ相当ノ委任ヲ受ケ日本文及漢文ヲ以テ作ラレタル各二通ノ本協約ニ記名調印スルモノ y

大清国欽差全権大臣軍機大臣外務部尚書会弁大臣 大清国欽差全権大臣軍機大臣総理外務部事務 大清国欽差全権大臣北洋大臣太子少保直隷総督 大日本帝国特命全権公使従四位勲二等 大日本帝国特派全権大使外務大臣従三位勲一等男爵 慶 内 小 田 親 壽 世 鴻 康 凱(記名)印 穖(記名)印 王(記名)印 哉(記名)印 郎(記名)印

る。 る。 礎を該会議録所載の協定に置き、此の議事録から満洲問題は出発すると称しても過言で な い程 の重要性を有し てい 此の談判の会議録は日清両国に依り固く秘守され来つたのであるが、爾後満洲問題に関する日清交渉は総てその基 故に已に前述せしものも多いが、 念の為重複を厭わず会議録中に記載された秘密事項を列挙すれば左記の如くな

- 一、長春吉林間鉄道ハ清国自ラ資金ヲ調ヘテ築造スヘク不足ノ額ハ日本国ヨリ借入ルコトヲ承諾ス其金額ハ資金ノ約半額ナリトス 借款弁法へ時ニ及テ清国山海関内外鉄道局ト清英組合トノ借款契約ニ佐照シテ参酌商訂スヘク二十五個年ヲ以テ年賦完済ノ期ト
- 又清国政府へ吉林地方ニ於テ別国人ニ鉄道敷設権ヲ与へ若クハ別国人ト共同シテ鉄道ヲ敷設スルコトハ断シテ之レ無シ
- 一、奉天新民屯間ニ日本国ノ敷設セル軍用鉄道ハ両国政府ヨリ委員ヲ派遣シ公平ニ代価ヲ協議シテ清国ニ売渡スヘシ清国ハ之ヲ改 築シテ自営鉄道ト為シ遼河以東ニ要スル資金ハ日本ノ会社ヨリ其半額ヲ借入レ十八個年ヲ以テ年賦完済ノ期ト為シ其ノ借款弁法

- テ取除クヘキモノトス へ清国山海関内外鉄道局ト清英組合トノ借款契約ニ仿照シ参酌商訂スヘキコトヲ承諾ス此他各地ニ於ケル軍用鉄道ハ撤兵ノ際総
- ハ該鉄道ノ利益ヲ害スヘキ枝線ヲ敷設セサルコトヲ承諾ス 清国政府へ南満洲鉄道ノ利益ヲ保護スルノ目的ヲ以テ該鉄道ヲ未タ回収セサル以前ニ於テハ該鉄道附近ニ之ト並行スル幹線又
- 四、清国へ満洲北部ニ於テ露国カ引続キ所有スル鉄道ニ関シ露国ヲシテ清露条約ニ照シ努ヌテ遵行セシムルタヌ充分ノ措置ヲ執リ 若シ露国ニシテ条約ニ違反セル行動ヲナサハ清国ヨリ露国ニ厳重ニ照会シテ之ヲ匡サシムヘキ精神ナルコトヲ声明ス
- **清国へ其時期ニ至リ委員ヲ派遣シテ該商議ニ加ヘラント欲スルノ意ヲ露国ニ通牒ノ上同時ニ該商議ニ参与スヘシ** 将来日露両国ニ於テ接続鉄道業務規定(日露講和条約第八条)ノ為商議スル時機ニ至ラハ日本国ハ予メ之ヲ清国ニ通知スヘシ
- 六、鉄道ニ附属スル率天省内ノ鉱物へ既ニ採掘ニ着手シタルト否トニ拘ハラス公平且詳細ノ章程ヲ取極メ以テ相互遵守ニ便ナラシ
- 満洲ニ於ケル新開市場設立ニ関スル規則ハ清国ニ於テ自カラ之ヲ定ムヘシ但シ北京駐在日本公使ト協議スル 奉天省内ニ於ケル陸上電信線及旅順烟台間海底電信線ニ関スル接続交渉事務へ随時必要ニ従ヒ両国協議シテ処置スヘシ コトヲ要ス
- 九、松花江航行ノ件ニ関シ露国ニ於テ異議ナキトキハ清国ニ於テモ之ヲ商議ノ上承諾スヘキコト
- 十、清国全権委員へ満洲ヨリ日露両国撤兵ノ後直ニ進テ該地方ニ於テ其主権ニヨリ完全ナル経営ヲ為シ以テ治安ヲ期シ且其主権ニ 享ケシムへキコトヲ声明ス其整頓ノ方法ニ就テハ総テ濟国政府自ヲ適宜ノ措置ヲ行フヘキモノトス ョリ同地方ニ於テ利ヲ興シ弊ヲ除キ着実ニ整頓ヲ行ヒ内外臣民ヲシテ生活及営業ノ安全ヲ得テ等シク清国政府ヨリ完全ノ保護ヲ
- 成立シ満洲ニ於テハ戦争ナキニ至レリ而シテ撤退以前ノ日本軍隊ハ依然占領ノ権アリト雖近来日本国臣民カ満洲ニ在リテ時々清 灣国ト日本国トハ索ョリ友誼敦厚ナリ今回日露両国不幸ニシテ和ヲ失シ清国領土ニ於テ交戦スルニ至リタルモ今ヤ既ニ平和

執リ奉天省;在ル日本国臣民ヲ取締リ益々交誼ヲ敦クシ軍事必要以外ニ於テ再ヒ滯国ノ行政ニ干預シ又ハ公私ノ財産ヲ毀損スル コトナカラシムへキ旨ヲ声明ス 要以外ニ於テ此ノ如キコトアラハ至当ノ行為ニアラスト認ムルヲ以テ此ノ声明ノ意旨ヲ日本国政府ニ転達シテ速ニ相当ノ処置ヲ 国地方官ノ行政ニ干預シ又ハ清国公私財産ヲ毀損スルコトアル旨ヲ清国政府ニ於テ声明ス日本国全権委員モ亦若シ果シテ軍事必

- 十二、軍事用以外ニ於テ日本国臣民カ故意ニ破壊シ若クハ使用セル清国公私ノ各種財産ニ対シテハ両国政府ニ於テ夫レ々々調査ノ 上公平ニ償還セシムヘシ
- 十三、清国地方官未タ日本軍隊ノ撤退ヲ了セサル地方ニ於テ兵ヲ派シ土匪ヲ討伐スルトキハ必ス予メ其地方駐在日本軍司令官ト協 識シ以テ誤解ヲ免レシムヘシ
- 十四、日本国全権委員へ長春ヨリ族大租借地境界ニ至ル鉄道守備兵へ其撤退以前ニ在リテ邊ニ清国地方行政権ニ牽礙セス又擅ニ鉄 道区域外ニ出テサルヘキコトヲ声明ス

たるを喜び、兹に深厚なる謝意を表す」と打電して積日劬々の労を嗚謝した。 その報我が政府に達するや、 桂首相は小村と内田公使に「政府は閣下等の折衝機宜に適してよくその使命を果され

地より陸路帰京することにせば如何との議起り、 つた。随員中には海の荒れと、 の途についた。 小村は十二月二十四日北京を発し、天津に滯留すること二日、二十六日秦王島に到り、 海上風波高く、 かつは内閣総辞職を前に控えて旅程の長引くのを慮り、船を下ノ関に寄港せしめて同 船動揺し、食卓に着くもの極めて稀れであつたが、 これを艦長に謀り、 艦長は更に小村に尋ねたが、 小村のみは曾て一回も欠かさなか 再び軍艦に搭じて横浜直航 小村は「ナーに、

皆んな北京や天津で道楽をしたものだから船が動くのです、懲しめのため少し位荒れるのは結構です。 へ直航を願いたい」と笑つて答えた。 予定通り横浜

令を暴施して人権を蹂躙し、 然るに閣臣等は毫も自ら反省せざるのみならず、其罪科を糊塗せんが為め、却て国民の公憤を蔑如し、謂れなき戒厳 通信社は相聯合して一大同盟を為し新聞紙拘束令撤廃運動を展開したので、 あつた。憲政本党は正式に該勅令廃止を決議し東京市会も清浦内相に請願したが容れられず、 くは志士の羅織を是れ努め、以て憲政の大義に背戾するを敢てせり」とあるが、桂内閣が講和條約締結後、 内閣の強圧策に急激に反潑してきたのは当然である。 築いたのであるが、桂内閣に倦厭しつゝも戦争の名目の下に協力せざるを得なかつた民心が、戦争の終結とともに同 締結改訂、満洲問題の折衝を経て対露戦に勝利を得、満韓に確固たる基礎を確立する等、 直航御帰朝ありたし」と。蓋し桂内閣は執権実に四年有半、我が内閣制度制定以来最長期の命脈を有し、日英同盟の して貧弱ながらも着々東亜に於ける唯一の帝国主義国家として成長し、先進諸国と東亜市場を争覇せんとする地盤を 閣僚は議会の形勢に顧み、 として新橋駅に派し、敬意を表せしめた。これより先き小村のなお北京に滯留した時、桂より飛電があつた、「自分及び 一部を東京に布き、 翌三十九年一月一日、艦は予定の如く横浜に着し、小村以下一行即日帰京した。東京衞戍総督騎兵一小隊を儀仗兵 同時に新聞紙拘束に関する緊急勅令を発して言論を圧迫したのは、 国家大局の利害に鑑み、 且つ言論集会の自由を圧抑し、甚だしきは、警察力を濫用して無辜の良民を殺傷し、 十二月二十日を以て辞表を捧呈せり、 ポーツマス條約批准後、講和問題聯合同志会の決議に「……… 政府も已むを得ず十一月二十九日輿論の 最も国民の反抗を招いたので 英米の走狗たる位地より脱 よつて閣下可成速に御出発 一方全国各新聞社及び 戒厳令の

表を捧呈したけれども、聖上には小村の帰朝を見る迄内閣更迭を差控ゆべき旨特に御沙汰があつた。 ず、民心また乖離したのを見、すなわち内閣の更迭を決行するを以て政局の展開に利ありと断じたのである。 攻撃に屈して二緊急勅令を廃止する旨を公布した。 怜悧な桂は この形勢に処して議会の 難関を切抜けるの成算立た 桂は辞

韮才、外務の重任に堪えず、よつて本官を免ぜられんことを請う、 閣員一同その印綬を解かれた。 病気でないと称する。これまた以て小村の性質を語る一端である。 の完了を伏奏するや、聖上よりは特に優渥な勅語があり、 ようといい、 あつた。ポーツマス引揚後の大患なお癒えず、北京に於ても談判中に一度卒倒したこともあつた。しかも小村は自ら たものである。 「文言は如何に為すべきか、病気でないのに病気を理由とするも面白くない」と語つた。けれども小村は事実病軀で 右の飛電に接した小村は、折返し二十二日を以て桂に電致し、 山座筆を執ってこれを綴つたものが右の電奏である。 初め小村は桂辞表捧呈の報を手にするや、即坐に自身も辞意を電奏することに決したが、 一月七日、 辞表の執奏方を依賴した。その辞にいう『臣寿太郎 踰えて数日、 この段蓮んで奏す」と。これ随員山座の筆に 小村は結局韮才その職に堪えないということにし 小村は桂と共に特に御陪食の栄を拝し、 小村の帰朝して天顔に咫尺し、 山座を顧み 了つて 成っ

第三欵 対韓保護権の確立

交に至る迄は、その専ら満洲経営に急なるに顧み、 明治三十一年・一八九八年四月の第二回日露協定以来、露国の対韓政策は一時小康の姿で、爾来三十六年四五月の 韓国に於ける日本の行動を及ぶだけ牽制しようとした以外に、

立国にしようとの提案があつたが、その始末は今略する。 言と露国の行動に対する監視警戒と、二三の利権獲得との外、特に花々しき政策の発動を見なかつた。 た。ただに露国のみならず我国の対韓政策も、要するに半島に優越の地歩を固めるため韓廷当局者に対する時々の助 府はこれに取合わず、談はその儘にて打切られ、 に潑溂たる行動は見られなかつた。 を劃し、各自その勢圏内に於ける秩序維持の責に当ろうとの趣旨で一種の協商談を持掛けたこともあつたが、我が政 の騒擾の満洲より韓半島にも播延しようとする状勢のあつた頃、露国筋より我方に対し、 なかつたが、 て韓国の位地に関し日露両国間に一再話題に上つたもので、 いづれも地方的案件に過ぎないで、露国は姑息の間にその鋒を収めた。特に三十三年北清事変に際し、そ 時には巨済島事件の如き、馬山浦問題の如き彼我の争端を生じたものもないでは 爾来露国はまた韓国に対し進んで政治的活躍を試みることはなかつ 露国が提議し我国が斥けた試探的問題に、 日露両国にて韓国内に勢圏 この間にあつ 韓国を永世中

兵を行わないのみならず、進んで韓国の北境に侵略を敢てなし来つた始末は別項に述べた。翌三十七年に入り、 韓廷は鮗愕し、潜に厳正中立の声明を列国政府に打電するの喜劇を演じた。この声明は、韓廷が一二の在留外国人の 慫慂に基いて倉惶その挙に出でたもので、韓廷は打電の漏泄と妨害とを避けるため、 の関係は次第に緊張し、何時破裂するやも測られない状勢となるや、 露国が当時満洲の経営に焦慮し、特に三十六年の初夏以来その行動に一段の活気を加え、 いづれも仁川より水兵を上陸入京せしめ、殊に一月上旬より中旬に亘り露国水兵は陸続として武装入京した。 同地の仏国領事を介してこれを各国政府に打電したので、英独仏諸国政府よりは右声明受領の旨簡単に回答 駐韓諸国公使は公使館及び居留民保護のためと 礼式院参書官金祚鉉を竊に芝罘 條約を無視して満洲の撤 日露

があつたが、露国は捨てて顧みなかつた。

果パヴロフの一行は翌十一日我が官憲の厚き保護の下に京城より仁川に下り、一仏艦にて芝罘に退去した。 約し、之に関する電訓を仰いだ。 望を我が林公使に通じた。林は「パヴロフにして平穏に撤退の希望あらば我方よりは充分の保護と便宜を与うべし」と に危害を及ぼさしめざる様最も完全なる注意を執るべし」と電訓した。されば林は必要な一切の取計を為し、 館員を守護し同時に退去せしむべくなお必要あらば更に日本兵を以て一行を守護し、韓国人等をして毫末も公使以下 て任意韓京を撤退するに決し、 日派は始めて安堵し、挙げて我国に恭順の意を表した。駐韓露国公使パヴロフは驚愕と不安とに打たれ、国旗を捲い レーツを撃破した。日露開戦の劈頭第一に於けるこの戦捷は、予て時局に惑つた韓廷をして態度を一定せしめ、親 翌二月の六日、 我が政府は対露断交を決行し、同月九日我が艦隊支隊は仁川港外八尾島沖にて露艦ワリヤーグ及び 仁川沖の戦の翌日在京城仏国公使を経て、「仏国軍艦にて芝罘まで退去したし」との希 小村は林に対し、「露国公使京城撤退の際は露国護衞兵をして武器携帯の儘公使及び その結

関し日本政府の忠告を容る」こと、 執るべく、韓国は日本の行動を容易ならしむるため充分の便宜を与うること、また日本はこの目的を達するため軍事 京城に於て日韓議定書の調印があつた。この議定書は日本の韓国従属化の第一歩で、すなわち韓国は円施政の改善に 急速本邦視察の途に上り、加藤農商工部顧問(増雄)と相携えて渡来した。そして李の出発した翌日(11月二十三日) 上必要の地点を臨機収用する得ること、 踰えて旬日、韓廷に一小変動があり、度支部大臣兼内蔵院卿の李容翊はその職を免ぜられ、同時に李は勅命に依 臼韓国の皇室の安寧或は領土の保全に危険ある場合には日本は臨機必要の措置を 日日韓両国は将来本議定書の趣旨に違反すべき協約を第三国と締結せざるべ

たものである。 きこと等で、要するに韓国は該議定書を以てその自主権の一部を拋棄し、 重要な国務に関する干渉権を日本に承認 L

256

約及び協定は総て廃棄すること、また露国臣民若くは会社に許可した特許條約中なお期限内にあるものは、韓国政府 使命を了えて二十六日退京したが、その日韓帝特に勅して法部大臣陸軍副将李址蟒に特派日本報聘大使を命じ、李は 伊藤より親しく穏健なる意見の奏上を聴くに及んで、韓帝深く悦ばれ、宮廷の内外挙げて安堵の色を示した。伊藤は 有司は、その使命如何について頗る疑惧し、排日派はその機に乗じて流言蜚語を放ち、 程なく我が御用船に搭じて来朝し、天皇陛下に拝謁の上韓帝の親書を捧呈した。李は滞京旬余にして帰韓し、委曲復 その使命を奏上し、二十日再び入闕して施政改善に関する意見を陳奏した。初め伊藤渡韓の報に接した韓帝以下大官 つた。伊藤は十七日京城に着し、 の経営に係り、 に於て妨げなしと認めるものに限りこれを継続せしめること、豆満江鴨緑江鬱陵島の森林伐植の特許は事実露国政府 この議定書成つて後更に旬日、 次で韓廷は露韓両国間の諸條約を全然廃棄するの勅旨を発表した。要は露韓両国間に於て既往締結した條 特許規定に副わないからこれを無効とするというのである。 翌十八日都築枢密院書記官長以下の随員を帯同して韓帝に謁し、御親書を捧呈して 伊藤枢密院議長は韓皇慰問の思召を以て特派大使として韓国に差遣の旨御沙汰が 形勢不穏の状況であつたが、

を水泡に帰せしめる虞があつた。 弛その極に達し、 しかし韓国の情勢に対しては、 反面わが従属策に反潑するのは当然で、少しく手を緩うすれば忽ち背叛しようとし、日本の 抑も我国は韓国問題の故を以て国運を賭して強隣と干戈を交えること既に二回、 我国は前述の日韓議定書のみではなお安心出来ないものがあつた。 韓国の政治は廃

態の軽重と時機の緩急を斟酌し、 桂と共に適当の機会の到るを俟ち、 事項に関し廓議は同時にこれを決定した。さりながら如何なる好方針も好機会を捉えなければ往々外には列国の感触 終には韓半島を挙げて事実上我国の主権範囲に包括するを期しようとするに外ならない。そしてとの方針に基いて必 然施設すべき防備の完全、外政及び財政の監督、交通及び通信機関の掌理、拓殖の経営等、 月三十一日、 断然韓国を我が権力の下に置くことである。故を以て桂首相は小村と相謀り、日韓議定書の調印後程なき三十七年五 を目的とし、 に対する根本的の方針を立て、これに則つて漸次歩を進めねばならぬ。その方針とは他でもない、 かも半島の国情は到底長えにその独立を支持することを許さない。故に韓国の紛糾の病根を芟除するに 内には民心の離反を来し、 同国施政の眼目、特に政治上、外交上、軍事上の実権を確固に把握すると同時に我が利権を着々拡充し、 特に閣議を開いてこの根本的対韓方針を決定した。これを約言すれば、韓国に対する我が保護権の確立 着々計画遂行の歩を進めること」した。 他の一面に於て関係官庁及び駐韓林公使と凝議してこれが実行の細目を定め、 徒に事端を滋蔓せしめるのみで所期の効果を挙ぐるに由ない。 その着手の要を認める諸 されば小村は一面 適当の機会に於て は 別に

問を韓廷に入れ、 権を我が掌中に収める要があつた。 当時韓国の施政状態を見るに、 行政各部の弊害を根絶するのは、 内外等しくその弊に苦み一日もこれを等閑に附することの出きないの状態であつた。故にこれを整理 国帑紊乱の拡大を防止し、進んで徴税法の刷新、 その行政には一として改善を要しないものはなく、特に百般行政の基礎たる財政が またその外政に於ても、 施政改善の実を挙げるについて第一の急務で、 韓国は三十七年二月の日韓議定書第五條により、 貨幣制度の改革等に着手し、行々は韓国財政の実 随つて可成速に適当の財政顧 相互の

顧問に、いづれも傭聘せられた。 下にその職務を執らしめるを以て内外に対し便宜多しとする。この趣旨よりして林公使は小村の訓令の下に韓国政府 府に必ず協議すべきを約せしめるの要がある。 以外の事項に関しては任意他国と條約を締結し、または他国人に各種の特権讓与を与え得ないというのではない。若 承認を経ずして将来該議定書の趣意に違反すべき協約を第三国との間に訂立せざるべきことを約したけれども、その この協約の結果として目賀田大蔵省主計局長は財務顧問に、在米日本公使館の顧問であつた米人スチーヴンスは外交 が政府の指導を待つことくなり、特に韓国政府の外交機関は漸次京城より東京に移るに至るべき自然の勢を致した。 と折衝し、同三十七年八月同政府との間にこれに関する一協約を締結した。これにより韓国の財政及び外交は事実我 して外国との條約締結その他外国人に対する特権譲与若くは契約等主要なる外交案件の処理に関しては、 し外政をその為すが儘に一任するならば、どんな危険の事態を演出するかも保せられない。故に可成速に韓国政府を この目的のためには、韓国の外部衙門に顧問一名を入れ、 裏面に在つ 予め我が政

めない。かくては一般公衆の不便は少くなく、かつ半島内に同種の日韓通信機関併立しているが如きは、 ら見るも弊あつて利なく、 あるを免かれない。電信線を収めて我が管理の下に置くの要は説く迄もなく、郵便局の如きもこれを韓国の業として その他通信機関の如き現業的施設も、併せてこれを我手に掌握しなければ、我が軍事外交の運用上に隔靴搔痒の感 その設備の不完全なため韓国自身に取り財政上の困難を加えることになり、 しかも韓国内に於ける我が通信機関の設備は必須必要で、 瞬時もこれを措くことのできな 又その改善の実行も容易に望 何れの側か

極の外、沿岸河川の自由航行のことも我が政府より提議した。韓廷では初めこれを目して韓国の利源を日本が壟断す 府の管理に委托せしめ、 るものとし、その要求に応諾を渋つたが、この問題も同年五月十六日の議政府会議に於て可決し、百事我が要求通り 小村は三十八年の三月、林に訓令して韓国政府に対し通信機関委托に関する交渉を開始せしめた。同政府は当初容易 に落着した。 に我が要求を承諾するの色がなかつたが、漸く四月一日を以てこれに関する取極書に調印した。この通信機関委托取 いこと勿論であるから、 我が政府に於てその通信事業と合同経理し、これを両国共通の一組織となすにある。 この難題を解決するの最良方法は、韓国政府をして郵便、電信、電話の事業を挙げて我が政

紛争の再発を醸生すべきは疑を容れぬから、 所なること、 露戦争の直接の原因であるから、 於て英国政府をして韓国に於ける我が自由行動権を承認せしめた。その頃恰も米国陸軍長官タフトがフヒリツピン視 察の途次来朝するや、 の目的に向つて歩を進めた。が、小村は時局の発展に伴い更に一歩を進め、適当の機会に於て我が対韓保護権を確立 かくの如くにして開戦後一年有余の間に於て、我が対韓施政は既定の廟議に遵い漸次韓国の実権を我手に収攬する 韓国の外交事務を挙げて我が掌裡に握るについて廟議の決定を得たので、 戦後若し同国を其の為すが儘に委せんか、再び旧時の状態に復帰し、別国と無謀の約定を取結び、 その際桂は先づ極東に於ける全局の平和維持に関し意見を交換したる上韓国問題に説及し、 桂首相は右廟議の方針について予め米国との間に意思の疏通を図るの好機会とし、 此の戦争の当然の結果として韓国問題を完全に解決するは我国の絶対に必要とする 我国は韓国の故を以て、 再び外国と戦端を開くが如きを避けんが為め、 小村は先づ日英同盟協約改訂の交渉に タフト 韓国は日 と私

当然の戦果に属し、併せて極東永遠の平和に直接貢獻する所以なるべく、察するに大統領に於ても同感なるべしと答 此の際断乎たる処置を執るを絶対的必要と認むることを述べたるに、タフトは肯認し、かつ一己の私見として、韓国 ラから電信で桂に対し、大統領は自分の意見を是認して来たと報じ越した。 え、「尚右談話の要領は念のため大統領に電報し置くべし」と答えた。そして程なくフェリッピンに向つた彼は、 をして日本の同意なくして別国と何等の約定を結ぶ能わざらしむる程度に於ける宗主権を日本が韓国に設定するは事 7

尚お国務長官ルートも、その前日小村との会談中、 れるべき結果と認め、韓国の安寧及び東洋の平和のためにも最良の策であろうといい、 外交関係を挙げて引受けるの外なしと信じ、爾く断行する所存なるが、之について御意見あれば承りたいと述べた。 承認したが、 の反対を買うようなことはないであろうと述べた。 に策なしと思惟すること、随つて日本に於て右の処置を執るも異議ないので、充分自分に信賴せられて可なりと答え、 大統領は自分に於ても講和條約の結果かくあるべしと予期している所で、かつ将来の禍根を絶滅せしめるには右の外 は、必然開戦前と同じく陰謀的動作を試みないとも限らぬこと、この禍根を全然絶滅せしめる必要上、日本は韓国の した折、韓国問題に関し充分の諒解を求め置ころと欲し、露国は講和條約に於て韓国に関し日本の完全な自由行動を されば小村はポーツマス講和会議の終了後、前に述べたが如く九月九日を以て大統領ローズヴェルトに告別謁見 同国は裏面に於ては陰謀的動作を試むる常習があるから、 若し対韓関係を現在の儘に存置する に於て 彼は右の方針を以て露国の侵略的行為を予防するために当然現わ これが断行は毫も米国の輿論

米国政府の態度はかくの如く全然我が所期の画策に好都合を示した。 英国の意向に至つでは、 同盟協約の改訂に関

誠実なる賛意を表した。 ただに日本が韓国に対して、執る所の措置に異議を有しないのみならず、 公使に訓令し、英国政府に向つて我方の所見を披陳せしめたが、外相ランスダウンは「英国政府は新同盟協約により、 する商議の結果に鑑み素より疑を容るべきものはなかつたが、しかも桂臨時外相はなお慎慮を加え、九月下旬駐英林 却つて欣然その成就を見んと欲す」と答え、

日の閣議に於て愈々不日決行のことを取定め、 方策等に至る迄、案を具して桂の考慮に供した。桂は悉くこれを容れ、 表した。そして小村はその保護権設定の順序方法、殊に着手の上到底韓国政府の同意を得る見込なき場合に処すべき 及び利益は飽く迄確守活用するの決心なることを信じているから、右を決行するに今は最好時機であるとして賛意を 列国の認めて一大英断とした所で、 照し、韓国が日本の保護国となるは避けられない順序なることを黙認し、 日韓両国の特殊なる関係と戦争の結果とに顧み、最近に発表せられた第二回日英同盟協約及び日露講和條約の明文に た。小村は全然同感である。殊に我が対韓保護権の確立は英米両国既に同意を表したのみならず、その以外の諸国も 授けるため九月末林駐韓公使に一時帰朝を命じ、 そこで桂はこの機会を逸せず、既定の廟議を遂行するを得策なりとし、親しく現地の状況を徴し及び必要の訓示を 随つてまた列国は、日本がかく迄譲歩して和局を纏めた以上、その 即日上奏裁可を経た。 次で小村の十月十六日を以て帰朝するや、 さらに元老の同意をも得たので、 殊に今回の講和に於て我国の為した譲歩は 小村と備さに議を凝し 収め得た権利 十月二十七

途に就かしめ、 ここに於てか小村は、林公使に保護條約締結の委任と併せて必要なる訓令を授け、十月三十一日東京を発して帰任 別に寺内陸相に韓国駐屯軍司令官長谷川大将に対し、 林公使に必要なる援助供与の発令方を依賴し

呈したのは怪むに足らない。 塵しようと画策しているかの疑さえあつた。剰さえ地方にあつては、 な督視と駐屯軍の圧力とにて外面の沈静を保ち、秩序の紊乱を防止するの状であつた。この時に方り林公使の来往あ り、次で伊藤特派大使渡韓の報あり。 - 『日の旗幟を飜えそうとし、政府部内にあつても幾多の暗流ありて情勢渾沌として測定し難く、僅に我が公使館の厳密 は韓国の位地に対し近く何等か断乎たる措置に出るであろうと予想して揣摩憶説、上下疑惧の念を抱く の 状であつ 指導監理及び保護を行うの権が明確に承認せられ、特に保護の文字が始めて公然條約の上に用いられたるを視、 た。韓帝その人の如きは、 これより先き韓廷にあつては、 十一月二日伊藤枢密院議長は御前に召され、韓国皇室御慰問の思召を以て特派大使として差遣の旨御沙汰があつ 旧套の手段によりて一身の安固を許るに腐心し、或は外国使館に逃幸し、 輓近発表の日英新協約及び日露講和條約に於て、日本の韓国に対し必要と認める 流言蜚語紛々として起り、種々の運動その間に加わり、 いわゆる義兵なるもの宮廷の一角と相通じて排 漢城政界の頓に動揺を まさに地方に蒙 日本

日入闕して韓帝に謁し、宸翰を捧呈した。 との間にあつて伊藤特派大使は、都築枢密院書記官長以下随員を伴い十一月四日帝都を発し、 九日京城に入り翌十

のを努めて緩和軽減せしめようと試みた。 日露交戦以来日本の韓国に於て執つた二三の措置について不満を訴え、情実を述べ、伊藤の提議しようとする所のも の国分書記官(象次郎)及び朴鏞和の外左右を退けて韓帝に対し縷々奏陳する所があつた。 伊藤はこの宸翰を捧呈した後、近く日を期して内謁見を賜わるよう乞うて、 伊藤答えていう、「陛下の御不満、 御情実の趣は委細承知仕つた。 一旦退闕し、 韓帝には伊藤に対し、 十五日再び参入し、 さりなが 先づ

先づ使命の大体に関し陳奏すべし」と述べ、宇内の形勢より説き始め、 御承知ありて然る上かく御不満の言を漏らし給ち次第なるや」と。韓帝なお言を余談に避け、往年の露国公使館遷行 のことに及び、崐々尽きない。伊藤これを遮り、「博文我が至尊の大命を奉じて陛下に陳奏する所あら んと するに方 ら試みに陛下に問わん、韓国は如何にして今日まで生存するを得たるや、韓国の独立は何人の賜なるや、陛下これを 陛下より歴史的論議を拝聴するは談徒らに枝葉に亘る虞がある、滞在なお数日、かかることは他日に譲り、 さらに語を継ぎ、

に基く所以であるから、陛下は宇宀の趨勢を察し、国家民人の利害に顧み、直ちにこれに同意を与えられんことを望む。」 い。これ第一に東洋の禍乱を根絶し、第二に貴皇室の安寧と尊厳とを緊実に保持し、第三に国民の幸福を増進せんとの善意的大義 を受け、日本政府代つて自らとれを行うにある。その内政については依然陛下御親裁の下に陛下の政府とれを行うに 毫も妨げな には、特に博文を派し、陛下に接近してその要件を伝えしめらる。その要件とは、貴国対外関係、すなわち外交を貴国政府の委任 「東亜将来の滋端を杜絶せんがためには日韓両帝国の結合を一層鞏固ならしめること極めて緊要なりと認められたる我が天皇陛下

容は如何に協定するも異議ないが、ただ形式を存し国家の体面を保つことにしたいとの希望哀訴を反覆した。 旨を言上した。韓帝には伊藤のこの奏言を聞き、大勢の前に敢て絶対にこれを拒絶するの意は示されず、すなわち内 これを斥けて曰つた。

断じて変更するを得ない。」 にとの際日本は断じて韓国の外交を代つて処辯するの必要を認むるに至つたもので、 他錯雑なる滋端依然惹起せられ、再び東洋禍乱の基を為すを免かれない。これは極めて危険で、我国の忍ぶ能わざる所である。故 「断じて非である。外交には形式と内容との区別を見ない。韓国の外交にして依然形式を維持せんか、領土に関する国際関係その 今やこの断案は牢乎として動かすを得ない。

博文その何の故たるを解するに苦む。 説を聴いて釈然たるを得た。ただ事重大で朕今直ちにこれを裁決すること能わざるを憾む。請う先づこれを朕が輔弼 下の希望せらる」如き変通を容る」余地はない」と。そこで韓帝一遁路によりその鋒尖を避けんとしていう、「朕卿の 答えて日う、 若し数百年の久しき、既に連綿たる政府の存立する韓国を擬するに、アフリカの一酋族を以てするに至りては、比倫 の臣僚に諮詢し、 れば足りる。 その当を得ざるも甚しい」と。韓帝再び前言を繰返し、「朕は敢てその内容を問わず、ただ外交上の形式をだに存有す に至りてはこれを統治するものは依然韓国皇帝である。韓国皇帝がその大権を行うは、今後も既往も異なる所はない。 去らんことを憂う」と。伊藤辯じて曰う「アウストリアとハンガリーはこれを統治するものは一元首であるが、 定に俟たしむべきを奏陳した。韓帝受けてこれを一閲し、然る後曰われた、「朕は卿を厚く信任すること我が臣僚以上 に於ては、日韓の関係はアウストリアとヘンガリーの如く、若くは韓国の状態は宛然アフリカの一酋族の如くに化し で、常に眷々の念に堪えない。然るに今その使命という外交委任の如き、若し外交上の一切の形式をも挙げて捨つる 般人民の意向を確めらる」というが如きは奇異の感なきを得ない。 臣僚に聴くを欲せらる」は理に於て固より当然である、独り一般人民の意向を確めたる上といい給うに至りては、 伊藤はかく断言した末、その将に締結しようとする協約案を親しく韓帝に捧示し、速に当局大臣と日本公使との協 卿願くばこの意を卿の皇帝と政府とに致し、多少の変通を見るに至らんことを切望する」と。 「外臣は陛下の要求に応ずるを得ない。 かつ広く朕が一般人民の意向を確めたる上にて決せん」と。伊藤は直ちに酬いて曰く、「陛下の輔弼 韓国は立憲政体でない、万権一に陛下の親裁に属する君主専制国である、 今回の提案は日本政府の慎考熟慮の末に出でた確定意見で、陛 察するにこれ人民を煽動し、 日本の提案に反抗 伊藤決然

已むなく同意するを俟ち「然らば暫く退いてその商議の結果を俟ち、 長謁見を終えて一先づ退出した。 するは最も不可である。直ちに外部大臣を御前に招き、直ちに商議調印を為すべき旨を命ぜられたい」と奏し、 け能わざることを感じ、 に帰すべきことを悲む」と。韓帝いささか狼狽し、 せしめんとの思召であろう。 ともかくも外部大臣に命じ妥協の道を講ぜしむべしと言明されたので、伊藤は「事徒に遷延 若し陛下の措置にして徒に民心の激昂と家国の擾乱を招くに至らんか、 その意の決してそうでないことを辯疏し、かつ到底我が要求を斥 然る上再び謁見を乞うべし」と云い、 その責一に 四時間の

其の裁断を仰ぎたる上確答すべしとのことにて一旦辞去し、午後三時一同入闕して御前会議を開いた。而も御前会議 中協約調印に応ずるの外なきを認めたが、さすがに進んで調印承諾の発言を為す者なく、 帝同大臣をして答えしめて曰く、「朕今所労に加うるに咽喉痛を患え、為めに大使を引見するを得ざるを遺憾とす、 主高は頑として之を聴かない」と。 て直ちに参内した。林は伊藤に報告して曰く、議政府大臣の多数は協約案に甚しき異議なきが如く、 宋報告を以てし、 に望む大使の議政府大臣と協商熟議せられんことを」と。 の結果は、意外にも協約拒絶というに帰着した。、薄暮入闕中の林公使より伊藤の許に急使到り、齎らすに御前会議の始 め席に加わらなかつた。其の翌十七日の午前、各大臣拳つて我が公使館に来り林公使との間に充分意見を交換し、心 翌十六日、 伊藤大使は議政府各大臣と相会し、日本政府の意見を諄々説明した。外部大臣のみは林公使と会晤の 併せて至急参内を求め来た。 伊藤是に於てか直ちに宮内府大臣に韓帝に内謁見を為すの取計方を要求した。 伊藤は会食中の長谷川軍司令官を即時相伴ら、 伊藤強いて謁見を求めず、 先づ韓参政を顧み、 結局委曲を韓帝に奏上して 護衞の騎馬憲兵を随え 唯だ独り参政韓 問うに其の 265

韓帝陛下の勅命に依り、其の理由を承わることにする」と。かくて韓止むなくこれを諾した。 ならんや。此の際閣下の執るべき道は二者其の一あるのみ、勅命を奉じ協約に同意するか、将た其の勅命を飜さしむ 妥協を遂ぐる能わずとせば、是れ韓国の国運を危殆に陥らしむるものと謂うべきである。是れ豈に君国に忠なる所以 如きは輔弼の臣たる者の執るべき道でない。夫れ公事は路跙逡巡を容さない。閣下尙お陛下の命に反し、 れぬ」と。伊藤徐に韓を説いて曰く、「閣下の説の如きは徒に国家を滅亡に導くものである。此の際漫に骸骨を乞うが 再三御沙汰ありしも、余は之を拒んだ、而して林公使は勅命に遵わざるは不忠に非ずやとて余を詰責した。余も亦身 果して協約締結に不同意なるやを以てした。韓然りと答え、且曰く、「陛下には余に日本の提案に就て妥協を遂げよと べきか是れである。閣下首相として須く各大臣の意見を此の席に徴せられよ。若し不同意を唱うる大臣あらば、 るの難きを熟知せぬではない、然れども尚お且余は一国の外交権を示すに足るべき外形を維持せんと欲せずには居ら の不忠なるを知る。故に余は断然骸骨を乞い、甘んじて斧鉞の誅を乞わんと思う。 余は韓国の自力以て独立を維持す 我が使臣と

するの意と解すべし」と断言し、次に度支部大臣閔泳錡となつた。閔は本協約に反対なりと述べた。法部大臣李夏栄 命云々の言質を急に悔ゆるもの」如く、 みである」と。伊藤は賺さず「勅命とあらば之に服従して調印すべしとの意と解釈して可なるか」と突止めた。朴は勅 に移つた。 諸大臣悉く伊藤の前に集まつた。韓参政先づ外部大臣朴斎純の意見を問うた。朴答えて曰く、「余は襄に林公使に 其の答弁曖昧なりしが、 本協約には断然反対なるが故に、進んで調印するを欲しない。然れども勅命とあらば已むなく之に遵うの 大使は之を賛成側に入れた。 一二辯疏を試みたが、伊藤は「外部大臣は絶対反対に非ず、 次に学部大臣李完用は曰く、「余は既に御前に於て充 勅命下らば調印

其の目的を達せずんば已むまい。且日韓既に其の強弱を異にし、我れに於て之を拒絶するの力なきに於ては、其の感 同に依り東洋将来の平和を維持するの外策は無い。日本は既に決する所ありて此の要求を提言したる以上は、 其の義務である」と。韓尙お服せず、欷歔涕泣遂に退いて別室に入つた。伊藤は側の宮内府大臣李載克を顧み、「閣下 る」と。伊藤是に於てか韓参政に告げて曰く、「今や諸大臣中、協約締結に不同意なる者閣下と閔度相の二名のみであ 趾鎔は曰く、「余は御前会議に於て学部大臣の所見に賛した。今も依然然り」と。最後に農商工部大臣権重顕は曰く、 拒絶せんとの意見主張があつたから、連帯責任の実を挙ぐる為め一に首相の意見に委せんと欲する」と。 大戦を行うに至らしめ、軽からぬ犠牲を日本に払わしめた。我国は宜しく其の結果を甘受し、且日本との忠実なる協 分意見を具奏し 字句の修正を聴き、之を確定したる上、韓参政を追つて其の室に入り、 る。さすれば普通採決の常規として多数に依り閣議は本問題を可決したるものと認め、 「余は学部大臣の説に賛成した。随つて協約締結に同意を表する。 然れども余は多少の修正を之に加えんことを希望す る」と。軍部大臣李根澤は曰く、「余は御前会議に於て学部大臣の所説に賛成したが、最後に韓参政より日本の提案を て我方の修正要求をも容れしめ、彼我合意の締結を為すに若かない。是れ余の先刻御前会議に於て奏聞したる所であ 情未だ衝突せず、 唯だ二三大臣中若干修正の希望あるのみ、閣下先づ此の次第を入奏せよ」と云い、次で二三大臣の希望する た。日本の要求は東洋現下の状勢より来る論理的結果である。動搖常なき我国の外交は日本を駆つて 其の時機未だ切迫せざる今日に於て円満なる妥協を遂げ、日本の要求を容る」と同時に文句等に就 議政府諸大臣中韓閔両大臣を除き他は総て異議なく、 韓の尙お慟哭し居るを見、 就中朴外相は、 勅命とあらば服従すべしとの 勅裁を仰ぎ調印を実行するは 諄々之を慰め、 内部大臣李

臣たる者の国事に処する艱難を説き、慰藉懇に到つた。伊藤は軈て嗽玉軒の会議室に立戻つた。其の間に於て韓は慟 出でて之を遮り、韓を別室に誘い行き、同夜を此処に過ごさしめた。翌朝勅命あり、韓圭卨の官を免じ之に厳刑を加 哭しつ」階上へと駈行き、 くに社稷の忠臣として勅命に遵い速に協約に調印するの至当なるを以てし、宋の末路文天祥の故事を援き国家柱石の 伊藤即時其の特赦を奏乞したので、彼は免官のみで事済んだ。 強いて拝謁を求めたが、其の聴かれざるに及んで厳妃の内房へ突進せんとした。

れを容れない。ここに於てか李宮相と李内相とは右修正確定案を携えて入奏した。暫くして復命していう、 ず」の字句を挿入することにて折合うた。その他本協約に期限を附さんうとの要望も出たが、林公使は固く執つてこ ること必然避くべからずと論じてこれを駁し、結局統監の字は改めず、ただ「統監は専ら外交に関する事 項 を 管 理 翰を援引し、新たに「日本帝国政府は韓国皇室の安寧と尊厳を維持することを保障す」の一條を加えることを提議 「全然自ら」を削除したしとの希望である。伊藤これを容れて直ちにこの一句を削除し、 伊藤また直ちにこれを容れ、自ら筆を執つてこの新條を挿入した。更に次で李学相は協約案に於て新たに設置せられ するに至らばこの協約を撤廃する旨の字句を揷入することを特に大使に懇望せられる」と。 は満足に思召されたが、今一カ條陛下の御希望として、韓国が他日富強となり其の独立を維持するに足るの実力を有 理範囲を韓国の外交のみに止めるの意を明かにしようと述べた。伊藤は外交管理を為すには或程度まで内政に干与す る統監なるものは、字義韓国の政治全体を管理するもの」如くに見えて語弊があるからこの官名を改め、 協約案文の修正は、先づ李法相より原案の第一條中日本が韓国の外交事務を全然自ら指揮監督すべしとあつたその 次に権農相は明治天皇の御親 大使は其の意を安んぜし かつその管 「陛下に

議を尽されんことを請う」と。得意想うべきである。 韓国に対する措置を実施し、内外をして我が政略の鞏固動かすべからざるを知らしむべし。 て桂に電報して曰う、「日韓協約既に成る、内外の状勢に顧み実施を急にするを要す。この際一面各国に宣言し、 は十七日である。伊藤は調印に先だち、宮内府大臣を経て韓帝の「今新協約を見たのは、両国のために賀すべきであ に持参すべきを命じ、その間協約文の浄写終り、次で滞りなく調印を了した。時に十八日午前一時。但し協約の日付 て入奏せしめたところ、満足の沙汰があつた。ここに於てか朴外相は自ら電話口に到り、外部秘書課長に公印を宮中 めるがため、自ら筆を執つて協約の前文中に「韓国の富強の実を認むるときに至る迄」の字句を加え、再び両相をし に就かれよ」との勅語を拝し、林公使を留めて宮中より退出した。調印の翌日、伊藤は公報以外に別に親ら筆を執つ 朕病体でやゝ疲労を覚える今から寝に就きたい。 卿もまた老躬を以て深更に及ぶ、疲労察すべし。還りて速に 謹で愚見を呈し、 速に 面面 廓

恙なく調印を見たのは成功と称せられた。 際上に於ける重要程度に於て勝るとも劣らない。しかもこの重要なる日韓協約が、その開談後僅に三日を出でずして 哀切すべきであった。 に非常にヴイヴイドに描写されているが、李学相の家は焼打にされ、前議政で当時宮内府特進官であつた趙秉式、前 この日韓協約は、これを仏国のチュニスに対する一八八一年の保護権設定條約に比すれば寧ろ簡単なるも、 閔泳煥は共に自殺した。固より時事を慨しての憤死であり、先述の韓圭卨とともに亡国に際してのその心情は 此の交渉の高圧的なまた陰謀的なやり方は林権助述「わが七十年を語る」

我が政府は右協約の調印後間もなく英、 类 仏 独の四国政府にその全文を内報し、 十一月二十三日協約発表と同

時に、さらに該四国政府及び墺、 て公然協約を通牒した。 伊、 点 丁、清等韓国と條約関係を有する諸国政府に対し大要左記の宣言書を添え

之を阻害することなかるべきことを声明す。」 て此等条約の維持及び尊重を全ふするを期すべく、且各国が韓国に於て有する適法なる商工業上の利益は、如何なる方法を以ても 約を締有する各国に対し弦に該協約を通牒するに方り、日本は韓国の対外関係を引受け、 政府と所見を一にし、両国政府は和平に且友好的に右の新事態を確定せんが為め、今次の協約を締結せり。日本政府は今韓国と条 は韓国の対外関係に関し従前より一層緊密且直接なる勢力と責任を執るに決せり。韓国皇帝陛下も亦右の切要を認むるに於て日本 ずる所なるを信ず。今此の目的を達し、且日本の位地を擁護すると同時に韓国の政府及び人民の福祉を増進せんが為め、日本政府 危険なる事態を断然熄止せしめんが為め必要の手段を講ずるは、日本国自身の安全と極東全局の平靖に関する其の誠実の希望の命 最近数年来の実験の明示する所とす。韓国の秕政、就中其の対外関係に於ける無謀の行動は、既往に於て屢次国際紛争の源を成せ 力を把持施用して来りしが、而も従来日本の執りたる措置は純然たる助言の範囲に出でず。然るに単に指導的措置の不充分なるは 「日本は麗土接近の関係上、自国の安全と康寧に密接なる理由の必要に鑑み、韓国の政事上並に軍事上の事項に優越なる利益と勢 。此の不満足なる事態に対し何等の控制を加へず、其の現状の継続に一任するが如きは、再び紛糾を誘致する所以にして、 其の現有条約施行の監視を担任するに就

統監府及び理事庁の官制出で、 次でその在京城公使館を撤去した。そして他方に於て我が政府は十一月二十二日、新協約の結果として統監府を京城 に、理事庁を京城、 右の通牒に接した各国政府はいづれもこれを諒承し、米国政府を先頭として独、伊、英、仏、白、清諸国政府は相 仁川、 釜山、 伊藤枢密院議長は転じて統監の任に就き、韓国保護政治の第一の布石は成つた。 元山、鎮南浦、 馬山 木浦、 その他主要の地に置くの勅命を発し、翌十二月二十日

東京外務省に於て処理せらるべく、 桂臨時外相に注意する所があつた。次で統監府官制の立案あるや、統監は天皇に直隸し親裁を承けて国務を施行する 於て措置を執るに先だち予め外務大臣に協議すべしとあるより推せば、統監もまた重要なる外交事務を執る一員なり 理大臣を経て、その他の政務については総て総理大臣を経由することとし、尚お重要なる外交事務に関しては統監に ものとし、随つて内閣または各省より訓令を受けることなく、ただ上奏及び親裁は外交については外務大臣に由り総 び韓国官憲を指揮監督してこれを行わしむるものなること、この趣旨を明かに各任国政府に通ぜしめるの要ある旨を 帝陛下の闕下に一名の統監を置く、統監は専ら外交に関する事項を管理する為め京城に駐在し云々」の確定條文を得 と認められるが、 のなること、日在韓国外国領事官との交渉、その他韓国との條約実行に関する地方的事務は統監に於て日本理事官及 に我が在外使臣をして口今後韓国の外交事務は東京外務省に於て関係各国政府の在東京代表者と直接にこれを行うも われるものなるかの疑惑を生ずる恐れあり、そは素より本協約の本旨でないから、外国政府をして誤解させないため た。当時北京に在りてこの確定條文の報道に接した小村は、この文言では韓国の外交は統監により依然京城に於て行 ことを間接に示す事に同意した次第は前に述べた。その結果本協約第三條に「日本国政府は其の代表者として韓国皇 にしたいとの希望あり、これに対し伊藤は、統監は専ら外交に関する事項を管理すとし、その韓国内政に干与しない の文字は韓国の内政に干与するの疑ありて語弊ある故これを攻め、かつ日本の管理範囲を外交のみに限るの意を明か これより先き十一月十七日、伊藤が議政府各大臣と日韓協約の案文について討議した際、学部大臣李完用より統監 かくの如きは政令二途に出づるの弊を生ずるのみならず、関係列国は韓国に関する外交事務は総て 京城に於ては単に地方的事務を処理するものとして我が希望通り順次京城公使館 271

外交に関しては外務大臣に由り内閣総理大臣を経、その他の事務に関しては内閣総理大臣を経て上奏を為し、及び裁 藤の統監とあつては、政府当路者も小村の道理ある意見を実行するに難く、結局官制に於て「統監は天皇に直隸し、 桂の注意を促した。かつ小村は当初より将来外務省と統監府との連絡を計り、韓国外交の不統一を招くことを防止す 置するの結果となる やも 測られ ないので、我が当初の目的を破壊するの虞極めて大なりと認め、この点に就ても 民政の能とを兼備するものを以てこれに充つべく、密かに時の天津総領事伊集院をこれに擬したが、偶々小村は北京 名、書記官五名、警視一名、外に書記、通訳、警部各若干名を置くに止めることとし、 見ることなかるべし、とあった。統監府の組織に至つても、 て、「統監及び外務大臣は韓国に関する重要なる外交事務に関し措置を執るに先だち予め協議すべし」と指示し、以 可を受く」ということに決定し、 撤退するに至つたのに、若し統監に於て重要なる外交事務を執ることを知つたならば、折角撤退に決した公使館も存 談判に当り、 は、官制に依り統監及び外務大臣が各自に有する所の各権限内の外交事務と解すべく、旁々実際に於て別段の支障を てその間の統一を期することとした。当時桂の小村に対する返電中に釈明した所によれば、右心得書中の外交事務と に枢密院の議に上り、同日可決、次で公布となり、ただ別に総理大臣が勅を奉じて統監に内達する統監職務心得に於 る見地からして、 いささか遺憾の情があつたであろう。 東京不在中に新設官府の道具建が出来上つたため、 統監を以て外務大臣の指揮監督を受けしめる制とする意見であつたが、余人ならばともかく、 小村の北京からの電禀の翌日すなわち十二月二十日、この官制案は関係勅令案と共 由来小村の不平なるものを曾て一たびも聴いたことのない外務の吏僚も、 小村は之を一層簡単の編成とし、統監の下に総務長官一 小村の腹案も大半画餅に帰したのは、 かつ総務長官には外交の才と 小村としては

小村より多少不感服の声を耳にしたことがあつた。

第十節 在外使館の昇格

向なる旨を内告し、爾来これに関し日英両国政府間に諸般の打合を遂げた末、在本邦英国公使サー・クロード・エム・ 成立し、ポーツマス講和條約の調印から月余の後、英国政府は我が都合次第何時にても大使を東京に駐剳せしめる意 に至つたので、我が政府と盟邦たる英国政府との間には、この際を以てその公使館を大使館に相互陸格せしめる内議が クドナルドは十一月一日を以て大使に昇任し、我が駐英林公使も十二月二日を以てその儘大使に任命せられた。 日露戦争の結果として我国の国際上の位地は弥が上に高まり、名実共に世界の一等国として列強より推重せられ

事実容認しない所である。されど大使は最高級の使臣であり、 肯認しない。大使は任国の元首と直接会商するの権ありとの沿革的見解は、輔弼の主務機関を備える現代各国政府の 大使は元首を代表し、公使は政府を代表するとの古来の観念は、畢竟歴史上の遺物で、 的性質を有するのでなくば任務の執行絶対に不可能であるから、この規定の無意味なるは問わずして明である。また する一八一五年のウヰーン條約の第二條には「大使及び法王使のみ代表的性質を有す」とあるが、我公使にしても代表 に関し大使限りにて会議を開き、 を有することは言を俟たない。なお大使が公使に比し優越的に受くる便宜特典を挙げれば、一、外交上重要なる問題 勿論遺外使臣は、その大使たると公使たるとにより、 決議を為し、 そして公使は單にその結果について通知を受けるに過ぎない場合ある 今日その任務上に格別逕底あるのではない。使臣の等級に関 任国の朝野に重きをなし、任務の執行上に一段の利益 現代の国際通義はこの差別を 273